

第Ⅳ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	166
第1節 2008年度政府開発援助予算(当初予算)	166
第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	170
第2章 日本の政府開発援助実績	178
第1節 開発途上国への資金の流れ	178
第2節 援助形態別実績	180
第3節 地域別実績	181
第4節 国別実績	182
第5節 分野別実績	192
第6節 国際緊急援助実施状況	193
第7節 NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況	195
第8節 国際機関に対する政府開発援助実績	197
第3章 2007年度二国間援助案件リスト	200
第1節 二国間贈与	200
第2節 二国間借款	204
第4章 政府開発援助に関する主な資料	206
第1節 日本の政府開発援助の軌跡(1945年～2008年10月)	206
第2節 政府開発援助に関する政策	214
(参考) 諸外国の政府開発援助	236
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績	236
第2節 開発途上国への資金の流れ	243
第3節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	244
第4節 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)	245

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節 2008年度政府開発援助予算(当初予算)

図表IV-1 政府開発援助予算

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0
事業予算(ネット)	8,903	▲21.7	9,350	447	5.0
事業規模(グロス)	14,149	▲12.9	15,113	964	6.8
(参考)円/ドル・レート	116円	—	113円	—	—

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表IV-2 一般会計予算

(参考)2008年度一般会計予算

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般歳出	469,784	1.3	472,845	3,061	0.7
政府開発援助	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0
公共事業	69,473	▲3.5	67,352	▲2,121	▲3.1
防衛	48,013	▲0.3	47,796	▲217	▲0.5
社会保障	211,409	2.8	217,824	6,415	3.0
文教・科学	52,856	0.1	53,122	266	0.5
その他	359,304	7.8	357,768	▲1,536	▲0.4
合計	829,088	4.0	830,613	1,525	0.2

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

(一般会計政府開発援助予算)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
二国間贈与	4,831	▲4.0	4,674	▲157	▲3.3
経済開発等援助	1,636	▲2.7	1,588	▲48	▲2.9
貿易再保険特別会計への繰入	25	▲47.9	24	▲1	▲4.5
国際協力銀行交付金	200	▲33.3	135	▲65	▲32.5
計	1,861	▲8.3	1,747	▲114	▲6.1
技術協力	2,970	▲1.0	2,927	▲43	▲1.4
うちJICA	1,556	▲1.2	1,538	▲18	▲1.2
国際機関出資・拠出	872	▲4.1	833	▲39	▲4.4
国連等諸機関	626	▲3.3	595	▲31	▲5.0
国際開発金融機関	246	▲5.8	238	▲8	▲3.1
贈与計	5,703	▲4.0	5,507	▲196	▲3.4
借款(国際協力銀行出資金)	1,591	▲4.1	1,495	▲96	▲6.0
合計	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

	2007年度			2008年度			
	予算額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈与	6,317	▲ 25.2	44.6	7,301	984	15.6	48.3
借 款	7,833	0.3	55.4	7,812	▲ 20	▲ 0.3	51.7
事業規模計	14,149	▲ 12.9	100.0	15,113	964	6.8	100.0
(参考)回収金	▲ 5,246	—	—	▲ 5,764	—	—	—
ネット	8,903	▲ 21.7	—	9,350	447	5.0	—

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

(贈与)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
二国間贈与	4,845	▲ 4.0	5,000	155	3.2
経済開発等援助	1,636	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
貿易再保険特別会計への繰入	25	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
国際協力銀行交付金	200	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
計	1,861	▲ 8.3	1,747	▲ 114	▲ 6.1
技術協力	2,984	▲ 1.0	3,253	269	9.0
うちJICA	1,556	▲ 1.2	1,538	▲ 18	▲ 1.2
国際機関出資・拠出	1,471	▲ 56.7	2,301	830	56.4
国連等諸機関	629	▲ 3.3	599	▲ 30	▲ 4.8
国際開発金融機関	842	▲ 69.3	1,702	860	102.1
合 計	6,317	▲ 25.2	7,301	984	15.6

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

*3 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

(借款)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
借 款	7,833	0.3	7,812	▲ 20	▲ 0.3
うち国際協力銀行	7,700	0.0	7,700	0	0.0
回収金	▲ 5,246	7.4	▲ 5,764	▲ 517	9.9
計	2,586	▲ 11.5	2,049	▲ 538	▲ 20.8

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-4 政府開発援助一般会計予算[政府全体]

(単位:億円、%)

区 分	2007年度			2008年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,703	▲ 236	▲ 4.0	5,507	▲ 196	▲ 3.4
1. 二国間贈与	4,831	▲ 199	▲ 4.0	4,674	▲ 157	▲ 3.3
(1) 経済開発等援助	1,636	▲ 46	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
(2) 貿易再保険特会繰入	25	▲ 23	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
(3) 国際協力銀行交付金	200	▲ 100	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
(4) 技術協力等	2,970	▲ 30	▲ 1.0	2,927	▲ 43	▲ 1.4
2. 国際機関への出資・拠出	872	▲ 37	▲ 4.1	833	▲ 39	▲ 4.4
(1) 国連等諸機関	626	▲ 22	▲ 3.3	595	▲ 31	▲ 5.0
(2) 国際開発金融機関	246	▲ 15	▲ 5.8	238	▲ 8	▲ 3.1
II 借 款	1,591	▲ 68	▲ 4.1	1,495	▲ 96	▲ 6.0
国際協力銀行	1,591	▲ 68	▲ 4.1	1,495	▲ 96	▲ 6.0
III 計	7,293	▲ 304	▲ 4.0	7,002	▲ 292	▲ 4.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表Ⅳ-5 政府開発援助事業予算[政府全体]

(単位:億円、%)

区 分	2007年度			2008年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	6,317	▲ 2,125	▲ 25.2	7,301	984	15.6
1. 二国間贈与	4,845	▲ 200	▲ 4.0	5,000	155	3.2
(1) 経済開発等援助	1,636	▲ 46	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
(2) 貿易再保険特会繰入	25	▲ 23	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
(3) 国際協力銀行交付金	200	▲ 100	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
(4) 技術協力等	2,984	▲ 31	▲ 1.0	3,253	269	9.0
2. 国際機関への出資・拠出	1,471	▲ 1,925	▲ 56.7	2,301	830	56.4
(1) 国連等諸機関	629	▲ 22	▲ 3.3	599	▲ 30	▲ 4.8
(2) 国際開発金融機関	842	▲ 1,903	▲ 69.3	1,702	860	102.1
II 借 款	7,833	24	0.3	7,812	▲ 20	▲ 0.3
(1) 国際協力銀行	7,700	0	0.0	7,700	0	0.0
(2) その他	133	24	22.4	112	▲ 20	▲ 15.2
III 計(事業規模)	14,149	▲ 2,101	▲ 12.9	15,113	964	6.8
(参考) 回収金	(▲ 5,246	—	—	▲ 5,764	—	—
ネット	8,903	▲ 2,461	▲ 21.7	9,350	447	5.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

*3 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表IV-6 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

図表IV-6 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2007年度事業予算 グロス1兆4,149億円(▲12.9%減)		2008年度事業予算 グロス1兆5,113億円(+6.8%増)	
形態別歳出項目	財源	財源	形態別歳出項目
無償資金協力 1,861億円 (▲8.3%減)	一般会計 7,293億円 (▲4.0%減)	一般会計 7,002億円 (▲4.0%減)	無償資金協力 1,747億円 (▲6.1%減)
技術協力 2,984億円 (▲1.0%減)			技術協力 3,253億円 (+9.0%増)
国連等諸機関 (分担金・拠出金) 629億円(▲3.3%減)	12府省計 2,750億円 (▲4.0%減)	12府省計 2,594億円 (▲5.6%減)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 599億円(▲4.8%減)
国際開発金融機関 (出資金・拠出金) 842億円(▲69.3%減)			国際開発金融機関 (出資金・拠出金) 1,702億円 (+102.1%増)
円借款等 7,833億円 (+0.3%増)	特別会計 17億円 (▲5.9%減)	特別会計 129億円 (+647.1%増)	円借款等 7,812億円 (▲0.3%減)
	出資国債 597億円 (▲76.0%減)	出資国債 1,464億円 (+145.4%増)	
	財政投融资等 6,242億円 (+1.5%増)	財政投融资等 6,519億円 (+4.4%増)	
ネット 8,903億円 (▲21.7%減) 回収金 ▲5,246億円		ネット 9,350億円 (+5.0%増) 回収金 ▲5,764億円	

*1 各単位ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある。
*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

第2節

各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

	2007年度		2008年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	37	26	▲11	▲29.4
警察庁	30	30	▲0	▲0.1
金融庁	94	133	39	42.0
総務省	963	913	▲50	▲5.2
法務省	342	225	▲117	▲34.3
外務省	454,359	440,729	▲13,631	▲3.0
財務省	185,292	174,155	▲11,137	▲6.0
文部科学省	42,688	40,539	▲2,150	▲5.0
厚生労働省	10,348	9,361	▲987	▲9.5
農林水産省	4,753	4,541	▲211	▲4.4
経済産業省	29,182	28,314	▲868	▲3.0
国土交通省	834	801	▲32	▲3.9
環境省	417	406	▲11	▲2.7
計	729,339	700,173	▲29,166	▲4.0

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-8 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

	2007年度		2008年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	37	26	▲11	▲29.4
警察庁	30	30	▲0	▲0.1
金融庁	94	133	39	42.0
総務省	963	913	▲50	▲5.2
法務省	342	225	▲117	▲34.3
外務省	456,211	440,753	▲15,458	▲3.4
財務省	854,067	961,177	107,111	12.5
文部科学省	42,688	40,539	▲2,150	▲5.0
厚生労働省	11,873	10,848	▲1,026	▲8.6
農林水産省	17,971	15,759	▲2,211	▲12.3
経済産業省	29,384	38,758	9,374	31.9
国土交通省	834	801	▲32	▲3.9
環境省	417	1,376	959	230.0
計(事業規模)	1,414,911	1,511,339	96,428	6.8
(参考)回収金	▲524,624	▲576,366	—	—
ネット	890,287	934,972	44,685	5.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

(イ) 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	一般プロジェクト無償 (65,531)	開発途上国が基礎生活分野、人造り分野等において実施するプロジェクト(施設整備、資機材の供与等)に必要な資金を供与する無償資金協力。
	ノン・プロジェクト無償 (20,400)	貧困削減等の経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のための資金を供与する無償資金協力。
	草の根・人間の安全保障無償 (10,000)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償 (2,800)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	人材育成研究支援無償 (4,200)	日本の高等教育機関等の有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する研究事業および開発途上国の若手行政官の育成を支援するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	テロ対策等治安無償 (6,000)	開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	防災・災害復興支援無償 (3,600)	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
	コミュニティ開発支援無償 (6,000)	貧困等に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
	貧困削減戦略支援無償 (600)	貧困削減戦略を実施している特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
	環境プログラム無償 (1,500)	気候変動問題等への取組を強化する観点から、「クールアース・パートナーシップ」の一環としてパートナー国に対し、温暖化対策等に関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトに対して供与する無償資金協力。
	水産無償 (4,807)	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対して必要な資金を供与する無償資金協力。
	文化無償 (2,000)	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として機材調達や施設整備等を支援するための無償資金協力。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に比較的小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つのスキームにより実施している。
	緊急無償 (14,242)	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民等の救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する無償資金協力。
	食糧援助 (12,337)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシ等)等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	貧困農民支援 (4,783)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
総額	158,800	

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

(ロ) 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
内閣府	(26)	(1) 経済協力の基本方針策定に関する調査、(2) 防災体制について調査、分析し、今後とるべき対策の検討等を実施する。
警察庁	(30)	薬物の生産国、中継国、消費国等関係国間における薬物取締りのための国際協力の在り方について協議するための会議を実施する。
金融庁	(57)	(1) 新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、振興市場国の人材育成を図る金融行政研修、(2) 今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国の実施を把握するための調査・研究を行う。
総務省	(711)	(1) 情報通信分野における諸外国との政策対話、所管の財団法人が実施する国際協力事業(研修員の受入、専門家の派遣、海外通信計画調査、海外派遣専門家の養成、国際番組ライブラリー運用)に対する助成、研究者交流およびアジア、太平洋電気通信共同体(APT)を通じた協力等を行う。 (2) 政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。
法務省	(225)	(1) 東南アジア諸国の出入国管理制度の向上に協力するため、東南アジア諸国出入国管理セミナー等を開催し、また、外国人研修生等の入国・在留手続を支援するための事業経費に対して補助を行っている。 (2) アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (3) アジア諸国の法整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算 (153,786)	(1) 条約その他国際約束に基づく技術協力:開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。 具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本等の行政官や技術者を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、また右に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2) ボランティア派遣:開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望するボランティア精神に富んだ人々を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (3) 人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成並びに右事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4) 国民参加協力推進事業:国民参加による国際協力の拡大・促進のため、草の根技術協力事業、開発教育支援事業等を実施。 (5) 開発調査:開発途上国の社会、経済発展のための公共的な政策および開発計画の策定推進に必要な各種調査、提言、支援を行うもの。 (6) 災害援助等協力:海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7) 国・課題別事業計画(案件形成等):援助を効率的・効果的に実施するため、各種の情報収集、事前の調査を行うとともに、計画策定の段階から被援助国と積極的に対話を行うことにより優良案件を形成し、また国際的な援助動向に対する情報収集、対応を行う。 (8) 事業評価:実施案件等の評価を行い、今後の協力に対する有益な提言・教訓とする。 (9) その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。
	NGO事業補助金 (36)	NGOの事業実施能力や専門性の向上を主な目的として、NGOが開発途上国において経済社会プロジェクトを実施するのに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト実施後の評価、および研修会や講習会等を実施することに対し支援するもの。
	独立行政法人国際交流基金運営費交付金 (6,923)	国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、文化、その他の分野において世界に貢献し、調和ある対外関係の維持および発展に寄与するため、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	その他 (59,824)	(1) 効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2) 援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3) ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総額 220,569	
財務省	財政経済に関する調査研究等 (20,956)	開発途上国に対し、財政政策や政策金融等の分野に関する技術協力を実施する。 具体的には、(1) 開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。(2) 開発途上国へ専門家を派遣する。(3) 開発途上国から実務研究員を受け入れる。(4) 開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する調査および研究会の開催の実施等を行う。また、円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する。
文部科学省(日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (35,733)	日本においては、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」や、2003年12月の中央教育審議会答申「新たな留学生政策の展開について」、その他政府諸会議等の提言を踏まえ、留学生交流の推進に努めてきた。その結果、日本で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」が策定された1983年当時1万人であったが、2003年には約11万人となって目標の「10万人」を超えたところであり、2007年5月には約11万8千人となっている。 また、新たに2008年1月18日の福田総理大臣施策方針演説において、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界とのヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大するグローバル戦略の一環として、「新たに日本への『留学生30万人計画』を策定し、実施に移す」との方向性が示されたところである。 (具体的施策例) ・国費留学生受入の整備……開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業。2006年度の新規受入留学生は5,273名。 ・私費留学生等への援助……日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生の就学を支援するため学習奨励費の給付を行うとともに、私費外国人留学生に対して授業料の減免を行う学校法人に対する助成を実施。 ・留学生に対する教育・研究体制の充実等……留学生の教育、研究体制の充実を図るため、短期留学プログラムの開設等の取組や、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新の確かな情報を提供し、日本への留学の促進を図るため日本留学フェアを海外10地域で開催。
	その他 (4,772)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総額 40,505	
厚生労働省	(2,641)	(1) 開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2) 結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業にかかる国際協力の推進、プライマリー・ヘルス・ケアに関する国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4) 外国人研修生受入れ企業等への指導援助等を実施。 (5) 職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入。開発途上国における適正な技能評価のための制度作りへの支援。 (6) 労働関係の安定と労働分野の人的基礎の構築。 (7) 東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(2,594)	農林水産行政推進上構築された専門的知見を活用した技術開発、基礎調査、技術交流など、自らが実施する意義の高い以下の事項について実施。(1) 世界の食料安全保障の確保への貢献、(2) 砂漠化・地球温暖化等地球規模の環境問題への解決への支援、(3) WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力、(4) 海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、(5) 関係諸国との協調による海外漁場の確保及び漁業協定の円滑な推進。
経済産業省	海外開発計画調査 (2,800)	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	経済産業人材育成支援事業 (7,721)	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入および開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家派遣を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
経済産業省	研究協力推進事業 (953)	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題(技術ニーズ)について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を行うほか、日本への研究者の受入れ等を実施する。
	共同資源開発基礎調査等事業 (1,145)	資源を保有する開発途上国における地質調査、物理探査、地価額探査、ボーリング調査等資源調査に係る技術協力を行う。
	(独法)日本貿易振興機構運営費交付金 (7,655)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を行っている。
	その他 (15,027)	開発途上国の持続的な経済成長を支援するため、日本企業の技術やノウハウを活用するインフラ整備事業等のフィージビリティ・スタディ案件形成調査を行うとともに、貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣事業等を実施する。また、日本の有する省エネルギー等の技術の普及を図るため、開発途上国において実証事業等を実施する。
	総額	35,301
国土交通省	(653)	国土交通省が行う各分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において(1)人材育成・国際交流の推進、(2)情報収集・分析・協力企画の推進、(3)プロジェクト形成のための事業の推進、(4)環境・安全に係る国際協力の推進、(5)技術開発、技術移転の推進、(6)民間国際協力への支援、(7)建設産業の海外発展等を通じた国際貢献の推進、等の技術協力を実施する。
環境省	(1,034)	(1)荒地回復技術の検討・移転、観測手法の開発、(2)東アジアにおけるオゾン層破壊物質の排出抑制の取組支援、(3)アジア諸国における石綿対策技術支援、(4)チャイナカウンシルを通じた中国に対する政策提言の検討、(5)温暖化対策と公害対策のコベネフィット実現に向けた途上国支援等を行う。

(ハ) 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	国際協力銀行交付金 (6,750)	重債務貧困国等に対する債務救済方式の見直しに伴い、JBICの財務健全性を確保するための交付金。(JBIC海外経済協力業務がJICAに承認されることに伴い、20年9月30日までの交付金を計上)
	(独法)国際協力機構有償資金協力部門交付金 (6,750)	重債務貧困国等に対する債務救済方式の見直しに伴い、JICAの財務健全性を確保するための交付金。(JBIC海外経済協力業務がJICAに承認されたことに伴い、20年10月1日以降の交付金を計上)
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入 (2,387)	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入を行う。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

(2) 国際機関への出資・拠出(出資・拠出・分担金(ただし政府開発援助分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力 開発機構等拠出金 (76)	経済協力開発機構並びに保険監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 (202)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する拠出金、分担金。
外務省	国際連合(UN) 分担金 (2,481)	国際連合は、国際の平和および安全を維持すること、経済的・社会的・文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること等を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出 金(UNへの拠出金) (1,824)	一人ひとりを重視する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを、国連に設置した基金より支援する。
	国連食糧農業機関(FAO) 分担金 (5,251)	国連食糧農業機関は、世界の食糧問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (1,707)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重の念が世界にあまねく行きわたるように教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与するために設立された国連専門機関である。
	国連工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (2,683)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (764)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金 (UNICEF) 拠出金 (1,822)	国連児童基金は保健分野を中心に栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育等児童に関する長期的援助および自然災害や紛争に伴う短期的緊急援助を行っている。援助対象国は国連加盟国のみならず、世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務 所(UNHCR) 拠出金 (5,652)	国連難民高等弁務官事務所は、難民の保護・支援を提供し、難民の自発的帰還、新しい国家社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することにより難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時に難民に対し法的・物的両面での保護・救済を与える。一部国内避難民への支援も実施している。
	国連人口基金(UNFPA) 拠出金 (3,465)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる活動に対し資金援助等を行っている。地域別には世界人口の約6割を占めるアジア・太平洋地域および急激な人口増加に苦しむアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事 業機関(UNRWA) 拠出金 (322)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健、救済(食糧支援、住宅改善支援等)、福祉(助成対策プログラムの実施、公民館の運営等)、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 (5,059)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の発効や遵守の促進に関わるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画(UNDP) 拠出金 (8,767)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関として、民主的ガバナンス、貧困削減、危機予防と復興およびエネルギーと環境の4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出の他、特定の目的に沿った各種の特別基金を設けて開発途上国における事業実施を支援している。
国際原子力機関(IAEA) 拠出金 (1,450)	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探査、採鉱および処理、原子力安全、並びに農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入、核不拡散強化支援を行っている。	

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金 (726)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性に賛成の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会(ICRC) 拠出金 (501)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)に則り、保護(ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援(紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援)、予防(国際人道法の普及)等を行っている。
	その他 (5,385)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総 額 47,859	
財務省	国際開発協会(IDA) 拠出金 (120,898)	開発途上国に対する緩和された条件での融資、技術援助等を主要業務とする国際開発協会(IDA)に対する第15次増資。
	国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金 (8,293)	世界銀行(国際復興開発銀行(IBRD)および国際開発協会(IDA))の環境関連部門、民間部門開発、金融システム整備等の分野におけるプロジェクト形成や政策改善のための技術援助、人材育成等を支援するための拠出金。(開発政策・人材育成基金:PHRD、日本社会開発基金:JSDF)
	地球環境ファシリティ(GEF)信託基金拠出金 (8,422)	地球環境の保全および改善を目的とし、生物多様性や気候変動等の多数国間環境条約の資金メカニズムとなっている基金(見込み額)。
	国際金融公社(IFC) 拠出金 (283)	国際金融公社(IFC)が、アジア南太平洋地域をはじめとする全世界の開発途上国の民間企業に対して実施する技術援助を行うための拠出金。
	アジア開発銀行(ADB) 拠出金 (6,924)	アジア開発銀行(ADB)が、その域内の開発促進を担うために行う奨学金制度や、ADBのプロジェクト形成や政策改善等の技術援助を行うための日本特別基金(Japan Special Fund)等に対する拠出金。
	アフリカ開発基金(AfDF) 拠出金 (15,832)	アフリカ地域の貧困国への緩和された条件での融資を目的として設立されたアフリカ開発基金(AfDF)に対する第11次増資。
	多国間投資基金(MIF) 拠出金 (1,258)	中南米地域の開発途上国の零細・小企業への技術援助等を行うことを目的に設立された多国間投資基金(MIF)に対する第2次増資。
	欧州復興開発銀行(EBRD) 拠出金 (394)	欧州復興開発銀行(EBRD)が、中・東欧諸国等に対して実施する技術援助等を支援するための拠出金。
	アフリカ開発銀行(AfDB) 拠出金 (939)	アフリカ開発銀行(AfDB)が行うその域内の開発途上国のプロジェクト策定実施の促進に必要な技術援助等のための拠出金。
	米州開発銀行(IDB) 拠出金 (938)	米州開発銀行(IDB)が行うその域内の開発途上国のプロジェクト策定実施の促進に必要な技術援助等のための拠出金。(日本特別基金:Japan Special Fund等)
	その他拠出金 (6,043)	開発途上国に対する金融・税制・関税等に係る技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金(IMF)、関税協力理事会(WCO)、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)等がある。
	総 額(*) 170,222	
文部科学省	分担金 (34)	文化財保存修復研究国際センター(ICCROM) 分担金、世界知的所有権機関(WIPO) 事務局分担金により、関係事業の推進を図っている。

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
厚生労働省	世界保健機関(WHO)分担金 (6,082)	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金 (1,120)	保健医療に関する多国間の国際協力を積極的に支援するため、熱帯地域の保健対策等WHOの進める事業に対して、また国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関(ILO)分担金等 (1,004)	国際労働機関(ILO)に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)に対する拠出金。
	総 額	8,206
農林水産省	拠出金等 (1,948)	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、食料安全保障の達成および地球規模の環境問題の解決等に資するため、国連食糧農業機関(FAO)、世界食糧計画(WFP)、国際熱帯木材機関(ITTO)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、メコン河委員会(MRC)、国際水管理研究所(IWMI)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)傘下機関、アセアン事務局(ASEAN)等の行うプロジェクトに対する拠出等を実施する。
経済産業省	拠出金等 (1,070)	国際連合工業開発機関、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力(APEC)事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関事務局に対する拠出金、分担金。
国土交通省	拠出金等 (148)	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (342)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金。

2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	開発投融资 (25)	JICAを通じて行う融資または出資であり、開発途上地域等において、地域の社会開発、農林業および鉱工業の開発に寄与する開発事業を行う本邦民間企業に対して、必要な資金をソフトな条件で供給してきたが、2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき、開発投融资事業は廃止されており、2003年度以降は既に承諾済みの案件に限って融資を行っている。
	総 額	25
財務省 (注)	円借款および海外投融资 (770,000)	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、国際協力銀行(JBIC)を通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 (注) JBICの海外経済協力業務は、一般会計出資金、財政投融资資金および自己資金等を財源として行われる。なお、本業務は2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構(JICA)に継承。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 (11,218)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦企業が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合併により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付け)に対して、財団法人海外漁業協力財団(OFCF)により、その投資に必要な資金を融資するものである。

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表IV-10 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

項目	暦年	2006年	2007年	対前年伸び率	
政府開発援助	二 国 間	贈与	7,723	6,046	-21.7
		無償資金協力	5,050	3,416	-32.4
		技術協力	2,672	2,630	-1.6
		政府貸付等	-293	-206	—
	計	7,430	5,840	-21.4	
	国際機関に対する出資・拠出等 (政府開発援助) 計 (対GNI比(%))		3,878 11,308 (0.25)	1,907 7,747 (0.17)	-50.8 -31.5 —
その他政府資金	輸出信用(1年超)	-1,248	-911	—	
	直接投資金融等	4,671	1,183	-74.7	
	国際機関への融資等	-294	441	—	
	(OOF) 計	3,129	713	-77.2	
民間資金	輸出信用(1年超)	7,375	7,035	-4.6	
	直接投資	20,639	29,978	45.3	
	その他二国間証券投資等	-2,002	2,466	—	
	国際機関に対する融資等 (PF) 計	-928 25,084	-1,896 37,583	— 49.8	
民間非営利団体による贈与	315	446	41.5		
資金の流れ総計 (対GNI比(%))		39,835 (0.89)	46,489 (1.03)	16.7 —	
国民総所得(GNI)(億ドル)		44,860	45,241	0.8	

*1 換算率:2006年=116.40円/ドル、2007年=117.80円/ドル(いずれもDAC指定レート)。
各項目の数値については、四捨五入の関係上、合計が計欄の数値と一致しないことがある。

*2 東欧および卒業国向け援助を含む。

参考:技術協力を行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(東欧および卒業国向け援助を除く、DAC報告ベース、単位:百万ドル、%)

項目	暦年	2006年	2007年	対前年伸び率
贈与		7,650.3	5,982.8	-21.8
うち技術協力		1,847.6	1,812.6	-1.9

図表Ⅳ-10 日本から開発途上国への資金の流れ／図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助所得グループ別配分(DAC分類)

図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助所得グループ別配分(DAC分類)

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

受取国グループ	2005年	2006年	2007年	国数(2007年)
L D C	1,311.3 (12.6)	1,114.9 (15.4)	1,874.8 (32.4)	50
L I C s	1,136.7 (11.0)	2,760.2 (38.0)	1,067.2 (18.5)	17
L M I C s	6,632.5 (63.9)	1,783.9 (24.6)	1,336.4 (23.1)	47
U M I C s	53.7 (0.5)	371.5 (5.1)	352.3 (6.1)	30
H I C s	0.3 (0.0)	0.0 (—)	-154.0 (—)	1
分類不能	1,250.7 (12.0)	1,231.3 (17.0)	1,301.4 (22.5)	
合計	10,385.2 (100.0)	7,261.8 (100.0)	5,778.1 (100.0)	

(東欧および卒業国向けを除く)

*1 後発開発途上国(LDC:Least Developed Countries)。国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。なお、LDCとしての認定には、当該国の同意を条件とする。

人 口	1999~2000年の 一人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
7,500万人以上	750ドル以下	55未満	37超過

(※1) HAI(Human Asset Index):人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①必要最低限量に占める一人当たり平均カロリー消費量の割合、②5歳以下乳幼児死亡率、③教育水準(成人識字率、中等教育就学率)を指標化したもの。

(※2) EVI(Economic Vulnerability Index):経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①輸出集中度、②輸出による所得の不安定度、③農業生産の不安定度、④GDPに対する製造業・サービス業の比率、⑤人口規模を指標化したもの。

*2 低所得国(LICs:Low Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが825ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では17か国・地域。

*3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが826ドル以上3,255ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では47か国・地域。

*4 高所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが3,256ドル以上10,065ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では30か国・地域。

*5 高所得国(HICs:High Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが10,066ドル以上の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では1か国。

出典:世銀アトラス、2007年DAC議長報告

図表IV-12 援助形態別政府開発援助実績(2007年)

第2節 援助形態別実績

図表IV-12 援助形態別政府開発援助実績(2007年)

(支出純額ベース)

援助形態	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%)
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	
無償資金協力	3,416.10	5,050.26	-32.4	4,024.16	5,878.51	-31.5	44.1
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.1
国際機関を通じた贈与	395.45	376.82	4.9	465.84	438.62	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,079.30	1,129.36	-4.4	1,271.42	1,314.58	-3.3	13.9
無償資金協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	3,413.91	5,047.10	-32.4	4,021.59	5,874.83	-31.5	44.5
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.3
国際機関を通じた贈与	395.03	376.50	4.9	465.35	438.25	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,077.53	1,126.52	-4.3	1,269.33	1,311.27	-3.2	14.0
技術協力	2,630.01	2,672.24	-1.6	3,098.15	3,110.49	-0.4	33.9
技術協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	2,568.91	2,603.20	-1.3	3,026.17	3,030.13	-0.1	33.5
贈与計	6,046.10	7,722.51	-21.7	7,122.31	8,989.00	-20.8	78.0
贈与計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,982.82	7,650.30	-21.8	7,047.76	8,904.95	-20.9	77.9
政府貸付等	-206.06	-292.82		-242.74	-340.84		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	159.46	248.72	-35.89	187.84	289.51	-35.12	
(貸付実行額)	5,747.36	5,706.61	0.71	6,770.39	6,642.49	1.93	
(回収額)	5,953.43	5,999.43	-0.77	7,013.14	6,983.33	0.43	
(債務救済を除く回収額)	5,587.90	5,457.89	2.38	6,582.55	6,352.98	3.61	
政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	-204.67	-388.55		-241.10	-452.27		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	160.85	152.99	5.14	189.48	178.08	6.40	
(貸付実行額)	5,682.67	5,539.66	2.6	6,694.19	6,448.16	3.8	
(回収額)	5,887.34	5,928.21	-0.7	6,935.29	6,900.44	0.5	
(債務救済を除く回収額)	5,521.82	5,386.67	2.5	6,504.71	6,270.09	3.7	
二国間政府開発援助計	5,840.04	7,429.69	-21.4	6,879.56	8,648.15	-20.5	75.4
二国間政府開発援助計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,778.15	7,261.75	-20.4	6,806.66	8,452.68	-19.5	75.2
国際機関向け拠出・出資等	1,907.35	3,877.89	-50.8	2,246.86	4,513.87	-50.2	24.6
国際機関向け拠出・出資等(EBRD向け拠出金を除く)	1,900.80	3,873.98	-50.9	2,239.14	4,509.32	-50.3	24.8
政府開発援助計(支出純額)	7,747.39	11,307.58	-31.5	9,126.42	13,162.02	-30.7	100.0
政府開発援助計(支出純額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	7,678.95	11,135.74	-31.0	9,045.80	12,962.00	-30.2	100.0
政府開発援助計(支出総額)	13,700.81	17,307.00	-20.8	16,139.56	20,145.35	-19.9	
政府開発援助計(支出総額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	13,566.29	17,063.95	-20.5	15,981.09	19,862.43	-19.5	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	4,524.08	4,486.03	0.8	532,936.30	522,174.00	2.1	
対GNI比(%)	0.17	0.25		0.17	0.25		
対GNI比(%):(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	0.17	0.25		0.17	0.25		

*1 卒業国で実績を有するのは次の10か国・地域(ブルネイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、イスラエル、香港、韓国、マカオ、スロベニア、バーレーン、パナマ)。

*2 2007年DAC指定レート:1ドル=117.8円(2006年比、1.4円の円安)。

*3 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。

*4 EBRD=欧州復興開発銀行

*5 債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*6 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表IV-13 二国間政府開発援助の地域別・形態別配分

第3節 地域別実績

図表IV-13 二国間政府開発援助の地域別・形態別配分

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形態 地域	二国間政府開発援助(2006年)							
	贈与		技術協力	計	政府貸付等	合計	構成比 (%)	対前年比 (%)
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与						
アジア	776.90	77.01	916.96	1,693.86	280.50	1,974.36	26.6	-48.6
東アジア	284.67	26.89	739.99	1,024.66	291.66	1,316.32	17.7	-57.1
北東アジア	52.20	—	382.31	434.51	173.55	608.06	8.2	-43.0
東南アジア	232.47	26.89	357.69	590.15	118.11	708.26	9.5	-64.6
南アジア	449.52	32.85	114.21	563.73	-46.07	517.66	7.8	-7.8
中央アジア・コーカサス	25.53	0.08	32.28	57.81	34.92	92.73	1.2	-46.3
アジアの複数国向け	17.19	17.19	30.47	47.66	—	47.66	0.6	24.3
中東	1,043.08	142.64	119.12	1,162.20	-113.31	1,048.89	14.1	-69.9
アフリカ	2,791.73	152.29	223.46	3,015.19	-482.22	2,532.98	34.1	122.7
中南米	329.34	3.59	198.86	528.20	-96.78	431.41	5.8	5.6
大洋州	53.52	(—)	45.46	98.98	-22.81	76.17	1.0	-18.7
欧州	31.26	1.20	31.63	62.89	157.09	219.98	3.0	-28.9
(東欧)	(2.12)	(0.00)	(16.85)	(18.97)	(149.51)	(168.47)	(2.3)	26.8
複数地域にまたがる援助等	24.44	0.10	1,136.75	1,161.19	-15.30	1,145.89	15.4	-4.1
合計	5,050.26	376.82	2,672.24	7,722.51	-292.82	7,429.69	100.0	-29.0

形態 地域	二国間政府開発援助(2007年)							
	贈与		技術協力	計	政府貸付等	合計	構成比 (%)	対前年比 (%)
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与						
アジア	568.13	56.34	868.60	1,436.73	196.40	1,633.13	28.0	-17.3
東アジア	245.31	17.92	698.75	944.05	169.48	1,113.54	19.1	-15.4
北東アジア	49.79	—	328.89	378.68	106.86	485.55	8.3	-20.1
東南アジア	195.52	17.92	367.04	562.56	62.62	625.18	10.7	-11.7
南アジア	289.10	30.82	113.78	402.88	-141.22	261.66	4.5	-49.5
中央アジア・コーカサス	26.21	0.08	33.81	60.01	168.14	228.15	3.9	146.1
アジアの複数国向け	7.51	7.51	22.27	29.78	—	29.78	0.5	-37.5
中東	1,057.88	147.87	114.52	1,172.40	-223.42	948.98	16.2	-9.5
アフリカ	1,547.67	183.13	237.39	1,785.06	-84.53	1,700.53	29.1	-32.9
中南米	153.99	4.82	189.01	343.00	-117.39	225.61	3.9	-47.7
大洋州	45.93	0.84	46.89	92.82	-22.53	70.29	1.2	-7.7
欧州	22.69	0.50	27.86	50.55	58.62	109.17	1.9	-50.4
(東欧)	(0.90)	(—)	(12.03)	(12.93)	(47.45)	(60.38)	(1.0)	-64.2
複数地域にまたがる援助等	19.82	1.95	1,145.73	1,165.55	-13.21	1,152.34	19.7	0.6
合計	3,416.10	395.45	2,630.01	6,046.10	-206.06	5,840.04	100.0	-21.4

- *1 債務救済を含む。
- *2 技術協力の複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 東欧および卒業国向け援助を含む。
- *5 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

第4節 国別実績

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を 通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
アジア	568.13 (430.79)	56.34 (56.34)	868.60 (868.60)	1,436.73 (1299.39)	4,654.58 (4654.58)	4,458.18 (4331.62)	196.40 (322.96)	1,633.13 (1622.35)
東アジア	245.31	17.92	698.75	944.05	3,605.90	3,436.42	169.48	1,113.54
北東アジア	49.79		328.89	378.68	921.97	815.11	106.86	485.55
中国	15.48		263.62	279.10	912.09	755.53	156.56	435.66
※[香港]			1.88	1.88				1.88
※韓国			45.25	45.25		48.85	-48.85	-3.60
※[マカオ]			0.04	0.04				0.04
モンゴル	34.31		18.09	52.41	9.88	10.73	-0.85	51.55
東南アジア (ASEAN)	195.52	17.92	367.04	562.56	2,683.93	2,621.31	62.62	625.18
※ブルネイ	187.69	15.96	361.80	549.49	2,683.93	2,621.31	62.62	612.11
カンボジア			0.21	0.21				0.21
カンボジア	62.35	2.44	39.84	102.19	15.37	4.01	11.36	113.56
インドネシア	39.21	9.04	81.68	120.89	937.22	1,280.57	-343.35	-222.46
ラオス	46.28		22.4	68.67	14.40	1.62	12.79	81.46
マレーシア	0.28		25.70	25.99	287.75	90.77	196.98	222.97
ミャンマー	11.68	3.80	18.84	30.52				30.52
フィリピン	7.24		50.53	57.77	669.08	504.69	164.39	222.16
※シンガポール			1.00	1.00				1.00
タイ	2.17	0.60	47.74	49.91	87.45	614.71	-527.26	-477.35
ベトナム	18.48	0.08	73.85	92.33	672.66	124.94	547.71	640.04
東ティモール	7.83	1.96	5.24	13.07				13.07
東アジアの複数国向け			2.81	2.81				2.81
南アジア	289.10 (151.77)	30.82 (30.82)	113.78 (113.78)	402.88 (265.54)	853.56 (853.56)	994.78 (868.22)	-141.22 (-14.66)	261.66 (250.88)
バングラデシュ	147.15 (23.66)	6.34 (6.34)	19.18 (19.18)	166.33 (42.83)	25.78 (25.78)	198.69 (84.62)	-172.91 (-58.84)	-6.59 (-16.01)
ブータン	9.76	1.06	8.31	18.07				18.07
インド	9.32	1.80	22.49	31.82	610.65	542.58	68.07	99.89
モルディブ	1.70		2.19	3.89				3.89
ネパール	49.96 (36.12)	6.69 (6.69)	14.30 (14.30)	64.26 (50.42)	5.24 (5.24)	20.86 (8.38)	-15.62 (-3.14)	48.64 (47.28)
パキスタン	49.59	13.89	19.25	68.84	16.23	31.83	-15.60	53.24
スリランカ	21.61	1.04	27.71	49.32	195.66	200.81	-5.15	44.16
南アジアの複数国向け			0.36	0.36				0.36

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
中央アジア・コーカサス	26.21	0.08	33.81	60.01	195.12	26.98	168.14	228.15
カザフスタン	0.94		7.31	8.25	47.14	12.08	35.05	43.31
キルギス	5.53		7.98	13.51	2.18		2.18	15.68
タジキスタン	4.78		4.65	9.43				9.43
トルクメニスタン			0.38	0.38		0.93	-0.93	-0.54
ウズベキスタン	6.25		8.75	15.00	55.29	13.97	41.32	56.32
アルメニア	0.08		1.46	1.54	83.68		83.68	85.23
アゼルバイジャン	7.68		1.02	8.70	2.66		2.66	11.36
グルジア	0.94	0.08	1.89	2.83	4.18		4.18	7.01
中央アジア・コーカサスの複数国向け			0.37	0.37				0.37
アジアの複数国向け	7.51	7.51	22.27	29.78				29.78
中 東	1,057.88	147.87	114.52	1,172.40	522.10	745.52	-223.42	948.98
	(276.20)	(147.87)	(114.52)	(390.72)	(522.10)	(713.28)	(-191.18)	(199.54)
アフガニスタン	79.23	11.10	21.78	101.01				101.01
アルジェリア	2.71		3.12	5.83	1.63	0.20	1.43	7.26
※バーレーン			0.08	0.08				0.08
エジプト	10.59	1.86	12.33	22.92	82.00	131.97	-49.96	-27.04
イラン	1.45	1.00	5.80	7.25		19.34	-19.34	-12.09
イラク	878.28	104.00	5.63	883.92		25.17	-25.17	858.75
	(104.14)	(104.00)	(5.63)	(109.78)				(109.78)
※イスラエル	0.42	0.42	0.13	0.54				0.54
ヨルダン	18.52		9.54	28.06	11.65	68.01	-56.36	-28.31
※クウェート			0.02	0.02				0.02
レバノン	2.52	1.48	0.17	2.69	19.08	5.98	13.11	15.80
リビア			0.43	0.43				0.43
モロッコ	6.01		8.93	14.94	107.60	57.89	49.71	64.65
オマーン			0.90	0.90				0.90
[パレスチナ自治地域]	40.13	27.02	8.55	48.68				48.68
※カタール								
サウジアラビア			3.58	3.58		157.62	-157.62	-154.04
シリア	4.16		11.92	16.08		61.66	-61.66	-45.58
チュニジア	0.18		8.10	8.28	57.23	44.95	12.28	20.56
トルコ	0.20		7.69	7.89	242.90	164.24	78.66	86.55
※アラブ首長国連邦			0.05	0.05				0.05
イエメン	13.48	1.00	4.82	18.30		8.48	-8.48	9.82
	(5.93)	(1.00)	(4.82)	(10.76)		(1.41)	(-1.41)	(9.35)
中東の複数国向け			0.94	0.94				0.94
ア フ リ カ	1,547.67	183.13	237.39	1,785.06	188.22	272.75	-84.53	1,700.53
	(525.34)	(183.13)	(237.39)	(762.73)	(188.22)	(66.02)	(122.19)	(884.92)
アンゴラ	20.17	11.73	2.94	23.10				23.10
ベナン	1.67		5.13	6.81				6.81
ボツワナ	2.47		2.02	4.50		6.72	-6.72	-2.22
	(0.20)		(2.02)	(2.22)		(4.90)	(-4.90)	(-2.69)

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
ブルキナファソ	14.70		5.73	20.43				20.43
ブルンジ	6.96	6.06	2.18	9.13	0.05	0.66	-0.62	8.52
	(6.21)	(6.06)	(2.18)	(8.39)	(0.05)		(0.05)	(8.43)
カメルーン	16.00		2.55	18.55				18.55
カーボヴェルデ	1.44		0.44	1.89				1.89
中央アフリカ	3.15	1.93	0.39	3.54		0.99	-0.99	2.55
	(1.99)	(1.93)	(0.39)	(2.37)				(2.37)
チャド	9.65	9.65	0.25	9.90				9.90
コモロ			0.01	0.01				0.01
コンゴ民主共和国	20.25	16.82	2.68	22.93				22.93
コンゴ共和国	4.97	4.96	0.01	4.99				4.99
コートジボワール	5.48	5.42	1.06	6.54				6.54
ジブチ	2.58		1.09	3.67				3.67
赤道ギニア			0.01	0.01				0.01
エリトリア	6.60		1.78	8.37				8.37
エチオピア	24.15	2.14	11.89	36.03				36.03
ガボン	0.04		2.31	2.35		2.10	-2.10	0.26
ガンビア	5.81		0.58	6.39				6.39
ガーナ	27.13	1.04	19.35	46.48				46.48
ギニア	14.54	3.24	1.56	16.10		4.08	-4.08	12.02
	(9.93)	(3.24)	(1.56)	(11.49)				(11.49)
ギニアビサウ	0.99	0.93	0.09	1.08				1.08
ケニア	28.65	1.00	26.42	55.08	56.71	54.67	2.03	57.11
レソト	4.41	2.72	0.46	4.88				4.88
リベリア	12.21	11.97	0.25	12.46				12.46
マダガスカル	103.04		9.05	112.09		0.90	-0.90	111.19
	(23.16)		(9.05)	(32.21)		(0.90)	(-0.90)	(31.31)
マラウイ	209.35	2.34	12.47	221.82		181.52	-181.52	40.29
	(15.97)	(2.34)	(12.47)	(28.44)				(28.44)
マリ	6.89		2.76	9.65				9.65
モーリタニア	22.13		1.32	23.45				23.45
モーリシャス	0.06		0.61	0.67	4.75	2.65	2.10	2.77
モザンビーク	17.71	1.05	10.07	27.77				27.77
ナミビア	1.41		1.29	2.70	3.04		3.04	5.74
ニジェール	19.00		9.29	28.28				28.28
ナイジェリア	22.76	9.35	4.08	26.84				26.84
ルワンダ	13.96	1.19	5.58	19.53				19.53
サントメ・プリンシペ	2.89	1.10	0.23	3.11				3.11
セネガル	18.59		13.36	31.95				31.95
セーシェル			0.76	0.76				0.76
シエラレオネ	42.70	9.74	4.02	46.72		16.62	-16.62	30.11
	(9.86)	(9.74)	(4.02)	(13.88)				(13.88)
ソマリア	3.85	3.85	0.01	3.86				3.86

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
スーダン	44.61	43.87	6.97	51.58				51.58
南アフリカ共和国	0.81		4.65	5.47		0.80	-0.80	4.67
スワジランド	2.01	1.87	0.51	2.51	4.75		4.75	7.26
タンザニア	667.66	3.63	20.04	687.70	33.96		33.96	721.66
	(25.90)	(3.63)	(20.04)	(45.95)	(33.96)		(33.96)	(79.90)
トーゴ	1.16		0.33	1.50		1.04	-1.04	0.46
			(0.33)	(0.33)				(0.33)
ウガンダ	17.83	3.02	9.68	27.51				27.51
ザンビア	74.14	1.67	20.48	94.61				94.61
	(9.62)	(1.67)	(20.48)	(30.10)				(30.10)
ジンバブエ	7.49	7.24	4.22	11.71				11.71
アフリカの複数国向け	13.60	13.60	4.42	18.02	84.97		84.97	102.99
中南米	153.99	4.82	189.01	343.00	302.35	419.74	-117.39	225.61
※バハマ			0.01	0.01				0.01
アンティグア・バーブーダ			0.21	0.21				0.21
アルゼンチン	0.14		8.37	8.52	8.80	2.23	6.57	15.09
バルバドス			0.10	0.10				0.10
ベリーズ	0.06		1.49	1.55				1.55
ボリビア	22.74		15.24	37.98		1.04	-1.04	36.93
ブラジル	3.58		19.94	23.52	44.65	78.08	-33.43	-9.91
チリ	1.03		9.22	10.25		1.50	-1.50	8.75
コロンビア	5.88	0.27	9.12	15.00		14.64	-14.64	0.36
コスタリカ	2.18		5.83	8.00	19.94	10.63	9.31	17.32
キューバ	0.17		1.63	1.80				1.80
ドミニカ国	0.11		0.55	0.66				0.66
ドミニカ共和国	4.54		11.06	15.59		12.64	-12.64	2.96
エクアドル	18.95		5.56	24.51		21.54	-21.54	2.97
エルサルバドル	9.21		9.29	18.50	20.10	11.80	8.30	26.80
グレナダ			0.08	0.08				0.08
グアテマラ	14.83		7.39	22.22	0.83	5.40	-4.57	17.65
ガイアナ	3.93	0.54	0.30	4.23				4.23
ハイチ	6.15	2.41	0.64	6.80				6.80
ホンジュラス	10.86		9.90	20.76				20.76
ジャマイカ	0.17		2.19	2.36	10.15	20.52	-10.38	-8.02
メキシコ	1.14		14.85	15.99	20.21	81.41	-61.20	-45.21
[モントセラト]								
ニカラグア	21.63	1.02	9.00	30.64				30.64
パナマ	0.63		7.30	7.92		5.94	-5.94	1.98
パラグアイ	8.43		13.41	21.83	44.08	37.02	7.07	28.90
ペルー	11.01	0.08	8.94	19.95	133.57	113.71	19.87	39.81
セントクリストファー・ネイビス	0.70		0.09	0.80				0.80
セントルシア	0.11		1.92	2.03				2.03
セントビンセント	1.98		0.56	2.54				2.54

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関を 通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
スリナム	2.60		0.31	2.91				2.91
トリニダード・トバゴ			0.08	0.08				0.08
ウルグアイ	0.54		3.69	4.23		1.64	-1.64	2.59
ベネズエラ	0.22		2.15	2.37				2.37
中南米の複数国向け	0.50	0.50	8.58	9.08				9.08
大洋州	45.93	0.84	46.89	92.82		22.53	-22.53	70.29
[クック諸島]			0.10	0.10				0.10
フィジー			6.78	6.78		1.03	-1.03	5.75
キリバス	11.97		1.08	13.05				13.05
マーシャル	0.33		1.78	2.11				2.11
ミクロネシア	5.51		3.85	9.36				9.36
ナウル	1.02		0.49	1.51				1.51
[ニウエ]			0.03	0.03				0.03
パラオ	3.87		2.79	6.66				6.66
バプアニューギニア	0.69	0.35	10.08	10.77		21.41	-21.41	-10.63
サモア	2.60		5.86	8.46				8.46
ソロモン	12.06	0.49	3.35	15.41				15.41
トンガ	1.86		2.69	4.55				4.55
ツバル	2.30		0.64	2.94				2.94
バヌアツ	3.72		5.01	8.73		0.10	-0.10	8.63
大洋州の複数国向け			2.36	2.36				2.36
欧州	22.69	0.50	27.86	50.55	80.12	21.50	58.62	109.17
アルバニア			1.28	1.28		2.88	-2.88	-1.60
※キプロス			0.01	0.01				0.01
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	4.62		1.09	5.70				5.70
ウクライナ	2.05		1.83	3.88	1.85		1.85	5.72
ベラルーシ	0.27		0.11	0.37				0.37
※エストニア	0.42		0.11	0.52				0.52
※ラトビア			0.07	0.07				0.07
※リトアニア	0.43		0.15	0.58				0.58
(旧ユーゴスラビア)	14.01	0.50	10.87	24.88	13.58	1.38	12.20	37.08
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.65		3.73	5.39				5.39
クロアチア	0.58		0.35	0.92		0.74	-0.74	0.19
マケドニア	4.61		2.63	7.24	13.58	0.65	12.94	20.18
※スロベニア			0.05	0.05				0.05
セルビア	4.43	0.50	2.80	7.23				7.23
モンテネグロ	2.75		1.17	3.92				3.92
旧ユーゴスラビアの複数国向け			0.13	0.13				0.13
欧州の複数国向け			0.32	0.32				0.32
※東欧(6か国)	0.90		12.03	12.93	64.69	17.23	47.45	60.38
ブルガリア	0.37		3.65	4.03	13.58	2.47	11.12	15.14
チェコ			0.22	0.22				0.22

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
※ハンガリー			1.93	1.93				1.93
※ポーランド	0.07		1.44	1.51		9.82	-9.82	-8.31
※ルーマニア	0.08		4.51	4.59	34.27		34.27	38.86
※スロバキア	0.38		0.06	0.44	16.84	4.95	11.88	12.33
※東欧の複数国向け			0.21	0.21				0.21
※複数地域にまたがる援助等	19.82	1.95	1,145.73	1,165.55		13.21	-13.21	1,152.34
二国間政府開発援助途上国計	3,416.10	395.45	2,630.01	6,046.10	5,747.36	5,953.43	-206.06	5,840.04
	(1,474.75)	(395.45)	(2,630.01)	(4,104.76)	(5,747.36)	(5,587.90)	(159.46)	(4,264.21)

*1 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*2 ※は卒業国。

*3 技術協力の複数地域にまたがる援助等には各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等を含む。

*4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*5 国名の表記については、外務省「国名表」中の「一般名称」を使用。

*6 地域区分は外務省分類。なお、[]は、地域名を示す。

*7 (旧ユーゴスラビア)には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、スロベニア、セルビア、モンテネグロが含まれる。

*8 ()内の値は債務救済を含まない金額

*9 債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*10 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

1. 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国【債務救済含む】(2007年)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	イタリア	878.28	25.71	1	中国	263.62	10.02
2	インドネシア	667.66	19.54	2	インドネシア	81.68	3.11
3	マラウイ	209.35	6.13	3	ベトナム	73.85	2.81
4	パングラデシュ	147.15	4.31	4	フィリピン	50.53	1.92
5	マダガスカル	103.04	3.02	5	タイ	47.74	1.82
6	アフガニスタン	79.23	2.32	6	韓国	45.25	1.72
7	ザンビア	74.14	2.17	7	カンボジア	39.84	1.51
8	カンボジア	62.35	1.83	8	スリランカ	27.71	1.05
9	ネパール	49.96	1.46	9	ケニア	26.42	1.00
10	パキスタン	49.59	1.45	10	マレーシア	25.70	0.98
10か国計		2,320.74	67.94	10か国計		682.36	25.95
11	ラオス	46.28	1.35	11	インドネシア	22.49	0.86
12	スーダ	44.61	1.31	12	ラオス	22.40	0.85
13	シエラレオネ	42.70	1.25	13	アフガニスタン	21.78	0.83
14	パレスチナ自治地域	40.13	1.17	14	ザンビア	20.48	0.78
15	インドネシア	39.21	1.15	15	タンザニア	20.04	0.76
16	モンゴ	34.31	1.00	16	ブルンジ	19.94	0.76
17	ケニア	28.65	0.84	17	ガナ	19.35	0.74
18	ガナ	27.13	0.79	18	パキスタン	19.25	0.73
19	エチオピア	24.15	0.71	19	パングラデシュ	19.18	0.73
20	ナイジェリア	22.76	0.67	20	ミャンマー	18.84	0.72
20か国計		2,670.68	78.18	20か国計		886.10	33.69
21	ボリビア	22.74	0.67	21	モルゴ	18.09	0.69
22	モリタニア	22.13	0.65	22	ボリビア	15.24	0.58
23	ニカラグ	21.63	0.63	23	メキシコ	14.85	0.56
24	スリランカ	21.61	0.63	24	ネパ	14.30	0.54
25	コンゴ民主共和国	20.25	0.59	25	パラグ	13.41	0.51
26	アンゴ	20.17	0.59	26	セネガ	13.36	0.51
27	ニジェール	19.00	0.56	27	マラウイ	12.47	0.47
28	エクアド	18.95	0.55	28	エジプト	12.33	0.47
29	セネガ	18.59	0.54	29	シリア	11.92	0.45
30	ヨルダ	18.52	0.54	30	エチオピア	11.89	0.45
30か国計		2,874.26	84.14	30か国計		1,023.95	38.93
開発途上国計		3,416.10	100.00	開発途上国計		2,630.01	100.00

*1 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国【債務救済分を除いた場合】(2007年)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	イタリア	104.14	7.06	1	中国	263.62	10.02
2	アフガニスタン	79.23	5.37	2	インドネシア	81.68	3.11
3	カンボジア	62.35	4.23	3	ベトナム	73.85	2.81
4	パキスタン	49.59	3.36	4	フィリピン	50.53	1.92
5	ラオス	46.28	3.14	5	タイ	47.74	1.82
6	スーダ	44.61	3.02	6	韓国	45.25	1.72
7	シエラレオネ	42.70	2.90	7	カンボジア	39.84	1.51
8	[パレスチナ自治地域]	40.13	2.72	8	スリランカ	27.71	1.05
9	インドネシア	39.21	2.66	9	ケニア	26.42	1.00
10	ネパール	36.12	2.45	10	マレーシア	25.70	0.98
10か国計		544.36	36.91	10か国計		682.36	25.95
11	モンゴ	34.31	2.33	11	インドネシア	22.49	0.86
12	ケニア	28.65	1.94	12	ラオス	22.40	0.85
13	ガナ	27.13	1.84	13	アフガニスタン	21.78	0.83
14	タンザニア	25.90	1.76	14	ザンビア	20.48	0.78
15	エチオピア	24.15	1.64	15	タンザニア	20.04	0.76
16	パングラデシュ	23.66	1.60	16	ブルンジ	19.94	0.76
17	マダガスカル	23.16	1.57	17	ガナ	19.35	0.74
18	ナイジェリア	22.76	1.54	18	パキスタン	19.25	0.73
19	ボリビア	22.74	1.54	19	パングラデシュ	19.18	0.73
20	モリタニア	22.13	1.50	20	ミャンマー	18.84	0.72
20か国計		798.96	54.18	20か国計		886.10	33.69
21	ニカラグ	21.63	1.47	21	モルゴ	18.09	0.69
22	スリランカ	21.61	1.47	22	ボリビア	15.24	0.58
23	コンゴ民主共和国	20.25	1.37	23	メキシコ	14.85	0.56
24	アンゴ	20.17	1.37	24	ネパ	14.30	0.54
25	ニジェール	19.00	1.29	25	パラグ	13.41	0.51
26	エクアド	18.95	1.28	26	セネガ	13.36	0.51
27	セネガ	18.59	1.26	27	マラウイ	12.47	0.47
28	ヨルダ	18.52	1.26	28	エジプト	12.33	0.47
29	ベトナム	18.48	1.25	29	シリア	11.92	0.45
30	ウガンダ	17.83	1.21	30	エチオピア	11.89	0.45
30か国計		993.97	67.40	30か国計		1,023.95	38.93
開発途上国計		1,474.75	100.00	開発途上国計		2,630.01	100.00

*1 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 債務救済には債務繰延を含まない。

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

政府貸付等					二国間援助計				
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア		
1	ベトナム	547.71	—	1	イタリア	858.75	14.70		
2	マレーシア	196.98	—	2	インドネシア	721.66	12.36		
3	フィリピン	164.39	—	3	ベトナム	640.04	10.96		
4	中国	156.56	—	4	中国	435.66	7.46		
5	トルコ	78.66	—	5	マレーシア	222.97	3.82		
6	インド	68.07	—	6	フィリピン	222.16	3.80		
7	モロッコ	49.71	—	7	カンボジア	113.56	1.94		
8	ルーマニア	34.27	—	8	マダガスカル	111.19	1.90		
9	タンザニア	33.96	—	9	アフガニスタン	101.01	1.73		
10	ペルー	19.87	—	10	インド	99.89	1.71		
10か国計		1,350.18	—	10か国計		3,526.89	60.39		
11	レバノン	13.11	—	11	ザンビア	94.61	1.62		
12	マケドニア	12.94	—	12	トルコ	86.55	1.48		
13	ラオス	12.79	—	13	ラオス	81.46	1.39		
14	チュニジア	12.28	—	14	モロッコ	64.65	1.11		
15	スロバキア	11.88	—	15	ケニア	57.11	0.98		
16	カンボジア	11.36	—	16	パキスタン	53.24	0.91		
17	ブルガリア	11.12	—	17	スーダ	51.58	0.88		
18	コスタリカ	9.31	—	18	モンゴ	51.55	0.88		
19	エルサルバドル	8.30	—	19	パレスチナ自治地域	48.68	0.83		
20	パラグアイ	7.07	—	20	ネパール	48.64	0.83		
20か国計		1,460.34	—	20か国計		4,164.96	71.32		
21	アルゼンチン	6.57	—	21	ガナ	46.48	0.80		
22	スワジランド	4.75	—	22	スリランカ	44.16	0.76		
23	ナミビア	3.04	—	23	マラウイ	40.29	0.69		
24	モリシャス	2.10	—	24	ベルギー	39.81	0.68		
25	ケニア	2.03	—	25	ルーマニア	38.86	0.67		
26	ウクライナ	1.85	—	26	ボリビア	36.93	0.63		
27	アルジェリア	1.43	—	27	エチオピア	36.03	0.62		
28	バヌアツ	-0.10	—	28	セネガル	31.95	0.55		
29	ブルンジ	-0.62	—	29	ニカラグア	30.64	0.52		
30	キューバ	-0.74	—	30	ミャンマー	30.52	0.52		
30か国計		1,480.65	—	30か国計		4,540.65	77.75		
開発途上国計		-206.06	—	開発途上国計		5,840.04	100.00		

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

政府貸付等					二国間援助計				
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア		
1	ベトナム	547.71	343.49	1	ベトナム	640.04	15.01		
2	マレーシア	196.98	123.53	2	中国	435.66	10.22		
3	フィリピン	164.39	103.09	3	マレーシア	222.97	5.23		
4	中国	156.56	98.19	4	フィリピン	222.16	5.21		
5	アルメニア	83.68	52.48	5	カンボジア	113.56	2.66		
6	トルコ	78.66	49.33	6	インドネシア	109.78	2.57		
7	インド	68.07	42.69	7	アフガニスタン	101.01	2.37		
8	モロッコ	49.71	31.17	8	インド	99.89	2.34		
9	ウズベキスタン	41.32	25.91	9	トルコ	86.55	2.03		
10	カンボジア	35.05	21.98	10	アルメニア	85.23	2.00		
10か国計		1,422.14	891.86	10か国計		2,116.84	49.64		
11	ルーマニア	34.27	21.49	11	ラオス	81.46	1.91		
12	タンザニア	33.96	21.29	12	タンザニア	79.90	1.87		
13	ペルー	19.87	12.46	13	モロッコ	64.65	1.52		
14	レバノン	13.11	8.22	14	ケニア	57.11	1.34		
15	マケドニア	12.94	8.11	15	ウズベキスタン	56.32	1.32		
16	ラオス	12.79	8.02	16	パキスタン	53.24	1.25		
17	チュニジア	12.28	7.70	17	スーダ	51.58	1.21		
18	スロバキア	11.88	7.45	18	モンゴ	51.55	1.21		
19	カンボジア	11.36	7.13	19	[パレスチナ自治地域]	48.68	1.14		
20	ブルガリア	11.12	6.97	20	ネパール	47.28	1.11		
20か国計		1,595.71	1,000.71	20か国計		2,708.62	63.52		
21	コスタリカ	9.31	5.84	21	ガナ	46.48	1.09		
22	エルサルバドル	8.30	5.21	22	スリランカ	44.16	1.04		
23	パラグアイ	7.07	4.43	23	カザフスタン	43.31	1.02		
24	アルゼンチン	6.57	4.12	24	ベルギー	39.81	0.93		
25	スワジランド	4.75	2.98	25	ルーマニア	38.86	0.91		
26	グatemala	4.18	2.62	26	ボリビア	36.93	0.87		
27	ナミビア	3.04	1.91	27	エチオピア	36.03	0.85		
28	アゼルバイジャン	2.66	1.67	28	セネガル	31.95	0.75		
29	キルギス	2.18	1.36	29	マダガスカル	31.31	0.73		
30	モリシャス	2.10	1.32	30	ニカラグア	30.64	0.72		
30か国計		1,645.86	1,032.16	30か国計		3,088.11	72.42		
開発途上国計		159.46	100.00	開発途上国計		4,264.21	100.00		

図表IV-16 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

2002年	金額	シェア	2003年	金額	シェア	2004年	金額	シェア	2005年	金額	シェア	2006年	金額	シェア
アゼルバイジャン	141.84	61.1	アゼルバイジャン	79.82	50.4	アンティグア・バーブーダ	1.27	n.a.	アンティグア・バーブーダ	5.42	78.3	アンティグア・バーブーダ	1.99	n.a.
アンティグア・バーブーダ	8.75	78.8	アンティグア・バーブーダ	2.74	90.1	バトナム	615.33	51.9	インドネシア	1,223.13	54.6	バトナム	562.73	43.1
インドネシア	493.64	62.9	インドネシア	1,141.78	73.6	ウズベキスタン	99.75	48.5	バトナム	602.66	48.1	オマーン	1.50	n.a.
バトナム	538.30	46.3	バトナム	484.24	50.0	オマーン	130.76	5.31	ウズベキスタン	54.44	44.8	カンボジア	10.99	43.8
ウルグアイ	374.74	50.2	カザフスタン	136.27	59.8	カザフスタン	86.37	64.3	オマーン	3.72	n.a.	カンボジア	106.25	30.6
オマーン	4.08	60.2	カンボジア	8.86	45.0	カンボジア	4.92	29.0	カザフスタン	66.17	44.8	キリバス	9.88	n.a.
カンボジア	3.70	n.a.	カンボジア	125.88	39.4	グレナダ	179.53	46.9	カンボジア	4.38	29.0	サウジアラビア	4.61	41.3
グレナダ	8.20	46.8	グレナダ	7.00	84.6	スリランカ	4.86	67.0	カンボジア	100.62	29.0	サモア	16.81	43.9
サウジアラビア	98.58	47.3	スリランカ	11.48	42.5	スウヰランド	5.98	82.3	スウヰランド	11.69	54.8	スウヰランド	202.63	41.8
サモア	8.84	53.7	セントルシア	172.26	63.6	セントルシア	0.41	n.a.	スウヰランド	376.26	36.3	スウヰランド	11.62	94.6
サンビア	1.17	53.7	中国	3.79	78.8	セントルシア	964.69	60.9	スウヰランド	12.52	41.8	セントルシア	1.38	61.1
スリランカ	9.04	67.3	中国	759.72	66.7	中国	14.21	n.a.	スウヰランド	312.91	36.5	セントルシア	4.27	n.a.
スウヰランド	15.36	49.8	中国	2.28	41.5	ドミニカ国	1.90	26.2	スウヰランド	25.91	n.a.	セントルシア	1.95	80.2
セントルシア	68.38	19.0	ドミニカ国	30.61	50.7	ドミニカ国	134.11	35.1	セントルシア	3.20	55.7	中国	561.08	48.1
タイ	15.78	63.2	ドミニカ国	2.29	67.8	バキスタン	211.38	51.2	セントルシア	1,064.27	62.9	中国	8.28	65.2
中国	118.94	68.1	トルクメニスタン	2.23	44.0	フィリピン	256.50	87.3	トルクメニスタン	1.97	32.5	トルニダード・トバゴ	1.33	33.0
トルクメニスタン	4.52	68.6	トルクメニスタン	6.80	40.6	フィリピン	26.81	32.9	トルニダード・トバゴ	11.24	45.4	パラグアイ	25.92	41.7
トルニダード・トバゴ	6.33	n.a.	バキスタン	266.22	49.6	フィリピン	5.10	57.7	トルニダード・トバゴ	63.38	18.3	パラグアイ	263.58	50.7
パラグアイ	8.72	69.9	バキスタン	20.22	36.5	フィリピン	65.57	44.5	トルニダード・トバゴ	27.47	50.0	パラグアイ	20.84	40.8
フィジー	222.43	79.6	バルバドス	0.85	35.0	モンゴル	71.73	40.7	トルニダード・トバゴ	276.43	52.7	パラグアイ	1.61	43.5
フィリピン	8.04	72.0	フィジー	24.79	57.8	ラオス	14.21	n.a.	トルニダード・トバゴ	103.47	22.7	ホンジュラス	138.01	35.9
ドミニカ共和国	42.65	30.9	フィリピン	528.78	75.1	ドミニカ共和国	1.90	26.2	トルニダード・トバゴ	25.49	32.8	マレーシア	201.70	87.7
ドミニカ国	11.33	81.1	ブラジル	16.21	31.1	バキスタン	134.11	35.1	トルニダード・トバゴ	16.55	76.3	ミャンマー	30.84	33.5
ネパール	97.45	34.9	マレーシア	92.21	50.0	フィリピン	256.50	87.3	トルニダード・トバゴ	24.23	61.1	モルディブ	4.01	47.1
バキスタン	301.12	42.9	マレーシア	79.15	75.8	ミャンマー	26.81	32.9	トルニダード・トバゴ	56.48	42.7	モルディブ	4.81	30.1
バレーン	0.58	51.3	モルディブ	43.08	51.6	モルディブ	65.57	44.5	トルニダード・トバゴ	54.06	34.0	モンゴル	46.92	37.1
ハラグアイ	16.57	53.6	モンゴル	6.24	n.a.	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ハラグアイ	26.82	52.8	ラオス	67.27	71.4	ラオス	14.21	n.a.	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ハンガリー	122.72	23.6	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
フィジー	18.74	59.9	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
フィリピン	318.02	62.5	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ブータン	15.33	35.8	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ブラジル	117.60	59.5	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
マレーシア	54.15	63.4	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ミャンマー	49.39	62.4	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
モルディブ	9.12	71.0	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
モンゴル	79.01	55.9	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1
ラオス	90.09	50.7	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス	64.05	34.1

出典：2008年DAC「Geographical Distribution of Financial Flows」

*1 支出純額ベース。単位は百万ドル、シェアは%。

*2 マカオ等の「地域」は除く。

*3 シェアがn.a.の場合は当該国へのDAC諸国援助合計額がマイナスであるため、算出不可。

*4 東欧および在米国を除く。

参考：日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり(2006年実績)。

ボリビア、コスタリカ、ドミニカ国、エルサルバドル、エルトリア、フィジー、カザフスタン、リベリア、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、シエラレオネ、トルコ、ウズベキスタン(計17か国)

図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域一覧(2007年実績まで)

図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことの国・地域一覧(2007年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…187(うち国数165)
(2) 該当国・地域一覧

() 地域

東アジア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、(香港)、(台湾)、(マカオ)	計17か国・地域(うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ	計7か国・地域(うち国数7)
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン	計8か国・地域(うち国数8)
アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、(レユニオン)、(セント・ヘレナ島)	計50か国・地域(うち国数48)
中東	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、トルコ、バーレーン、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、(パレスチナ暫定自治区政府)	計21か国・地域(うち国数20)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、(蘭領アンティル)、(ケイマン諸島)、(バミューダ)、(グアドループ)、(マルチニーク)、(仏領ギアナ)、(モンセラット)、(アルバ)	計40か国・地域(うち国数32)
大洋州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、(ニューカレドニア)、(仏領ポリネシア)、(クック諸島)、(ニウエ)、(ワリス・フツナ)、(米領太平洋諸島)、(北マリアナ諸島)	計19か国・地域(うち国数12)
欧州	アルバニア、ウクライナ、エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンボ、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、(ジブラルタル)	計25か国・地域(うち国数24)

- *1 なお、2007年に日本が援助を行った国・地域数は、計167か国・地域(うち国数162:東欧諸国を含む)。
*2 地域区分は外務省分類
*3 従来、外務省地域分類ではスーダンを中東地域としてきたが、2007年の地域分類の見直しにおいて、スーダンをアフリカ地域としたことから、本表2007年実績ではスーダンをアフリカ地域に含めて掲載している。
*4 あみかけは東欧、旧ソ連および卒業国・地域を表し、先進国の一部と見なされたため受取国リストから除外された地域はイタリック体で表記した。
参考:日本が援助実績を有していない国・地域…8
[アジア]北朝鮮、[アフリカ]マイヨット島、[中南米]アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、[大洋州]トケラウ諸島
*5 コンボは2008年2月にセルビアから独立したが、2007年は独立以前のコンボ自治州に対して援助を行っている。

図表IV-18 二国間政府開発援助分野別配分

第5節 分野別実績

図表IV-18 二国間政府開発援助分野別配分

2007年(暦年)

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

分野	形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間政府開発援助 (シェア、%)
I. 社会インフラ&サービス		685.95	929.16	1,615.11	1,913.71	3,528.82 (27.19)
1. 教育		129.49	550.64	680.14	90.93	771.07 (5.94)
2. 保健		197.94	103.28	301.22		301.22 (2.33)
3. 人口政策および生殖保健			26.24	26.24		26.24 (0.20)
4. 水供給および衛生		97.72	72.35	170.06	1,747.45	1,917.52 (14.83)
5. 行政および市民社会		229.39	39.89	269.28	21.22	290.50 (2.25)
6. その他社会インフラ&サービス		19.98	136.76	156.74	54.10	210.84 (1.63)
II. 経済インフラ&サービス		231.09	155.87	386.96	2,669.27	3,056.23 (23.63)
1. 運輸および貯蔵		153.81	61.82	215.63	1,099.80	1,315.44 (10.17)
2. 通信		30.87	30.63	61.51	65.17	126.68 (0.98)
3. エネルギー		46.41	23.49	69.90	1,406.67	1,476.57 (11.42)
4. 銀行および金融サービス			9.30	9.30		9.30 (0.07)
5. 商業およびその他サービス			30.62	30.62	97.62	128.24 (0.99)
III. 生産セクター		164.38	354.47	518.85	758.88	1,277.73 (9.88)
1. 農林水産業		159.43	191.39	350.81	705.59	1,056.41 (8.17)
1) 農業		108.47	132.08	240.55	348.35	588.90 (4.55)
2) 林業		1.99	28.97	30.96	348.44	379.40 (2.93)
3) 漁業		48.97	30.33	79.31	8.80	88.11 (0.68)
2. 鉱・工業産業		4.96	108.78	113.73	53.29	167.02 (1.29)
1) 工業			89.64	89.64	53.29	142.92 (1.11)
2) 鉱業			15.78	15.78		15.78 (0.12)
3) 建設		4.96	3.35	8.31		8.31 (0.06)
3. 貿易&観光		0.00	54.30	54.30	0.00	54.30 (0.42)
1) 貿易			45.06	45.06		45.06 (0.35)
2) 観光			9.24	9.24		9.24 (0.07)
IV. マルチセクター援助		53.60	78.33	131.93	919.40	1,051.33 (8.13)
1. 環境保護一般		49.49	47.95	97.44	363.59	461.03 (3.56)
2. その他マルチセクター		4.11	30.39	34.50	555.81	590.30 (4.56)
小計		1,151.72	1,517.83	2,669.55	6,261.26	8,930.81 (68.81)
V. 商品援助/一般プログラム援助		189.37	0.00	189.37	443.43	632.80 (4.89)
1. 一般財政支援					443.43	443.43 (3.43)
2. 開発的食糧援助		189.37		189.37		189.37 (1.46)
3. その他商品援助						0.00 (0.00)
VI. 債務救済		1,941.35		1,941.35	2.25	1,943.59 (15.03)
VII. 人道支援		108.31		108.31	98.41	206.72 (1.60)
VIII. 行政経費等		142.40	1,121.68	1,264.08		1,264.08 (9.77)
1. 行政経費			668.78	668.78		668.78 (5.17)
2. 分類不能		142.40	452.90	595.30		595.30 (4.60)
総合計		3,533.14	2,639.52	6,172.66	6,805.34	12,978.00 (100.00)
BHN (I+III.1+V.2+VII.)		1,143.05	1,120.55	2,263.60	2,717.72	4,981.32 (38.38)

*1 草の根無償については、無償資金協力の「Ⅶ.2.分類不能」に分類されている。

*2 「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

*3 行政経費には開発啓発費を含む。

*4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表IV-19 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

第6節

国際緊急援助実施状況

図表IV-19 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

年 度	国際緊急援助隊派遣	緊急援助物資供与	
	派遣チーム数	件数	援助額
1987年度9月～1988年3月	2チーム	3件	70百万円相当
1988年度	6チーム	12件	465百万円相当
1989年度	2チーム	7件	189百万円相当
1990年度	6チーム	14件	604百万円相当
1991年度	9チーム	19件	474百万円相当
1992年度	3チーム	19件	363百万円相当
1993年度	3チーム	18件	519百万円相当
1994年度	1チーム	14件	252百万円相当
1995年度	1チーム	16件	425百万円相当
1996年度	2チーム	24件	370百万円相当
1997年度	4チーム	19件	433百万円相当
1998年度	7チーム	30件	547百万円相当
1999年度	11チーム	22件	498百万円相当
2000年度	4チーム	11件	268百万円相当
2001年度	0チーム	9件	135百万円相当
2002年度	2チーム	22件	254百万円相当
2003年度	7チーム	15件	244百万円相当
2004年度	15チーム	29件	388百万円相当
2005年度	6チーム	19件	298百万円相当
2006年度	3チーム	15件	211百万円相当
2007年度	1チーム	22件	381百万円相当
合 計	95チーム	359件	7,389百万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表IV-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)

図表IV-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与		援助額
			派遣期間	チーム構成	物資品目	物資品目	
ソモン諸島	津波	4月4日			毛布、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウルグアイ	洪水	5月11日			スリーピングマット、毛布、プラスチック・シート		1,000万円相当
ミャンマー	サイクロン	6月5日			毛布、テント、ポリタンク		1,000万円相当
パキスタン	洪水	7月6日			スリーピングマット、プラスチック・シート、ポリタンク		1,300万円相当
スーダン	洪水	7月24日			テント、プラスチック・シート、毛布、発電機		1,600万円相当
ペルー	地震災害	8月17日			テント、毛布、スリーピングマット		1,600万円相当
ジャマイカ	ハリケーン	8月24日			毛布、簡易水槽、プラスチック・シート、発電機、コードリール、浄水器		1,500万円相当
ニカラグア	ハリケーン	9月6日			テント、毛布、プラスチック・シート、発電機、コードリール		1,100万円相当
ガーナ	洪水	9月18日			簡易水槽、ポリタンク、毛布、テント、浄水器、発電機、コードリール、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウガンダ	洪水	9月20日			テント、毛布、プラスチック・シート		1,200万円相当
ドミニカ(共)	熱帯性暴風雨	11月1日			テント、スリーピングマット、毛布、浄水器、プラスチック・シート		1,200万円相当
メキシコ	洪水	11月9日			テント、プラスチック・シート、毛布、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機、コードリール		1,500万円相当
バングラデシュ	サイクロン	11月19日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機		3,500万円相当
バフアニューギニア	サイクロン	11月22日			テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングマット、ポリタンク		1,300万円相当
韓国	油流出事故	12月14日	12月15日～12月23日(9日間)	専門家チーム(計16名)	油吸着材		3,000万円相当
スリランカ	洪水	12月27日			テント、スリーピングマット、浄水器、簡易水槽、プラスチック・シート、ポリタンク		1,400万円相当
ボリビア	洪水	1月30日			テント、スリーピングマット、毛布		1,300万円相当
中国	大雪	2月5日			発電機、コードリール、毛布、スリーピングマット		5,700万円相当
アフガニスタン	豪雪	2月6日			毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート		2,100万円相当
タジキスタン	寒波	2月7日			毛布		1,000万円相当
エクアドル	洪水	2月22日			テント、毛布、簡易水槽		1,300万円相当
マダガスカル	サイクロン	2月27日			スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク、プラスチック・シート		1,600万円相当
2007年度実績				1チーム	22件		38,100万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第7節

NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況

図表Ⅳ-21 2007年度日本NGO連携無償資金協力(*)の実績

地域	国数	件数	金額
アジア	14か国	66件 (53.2%)	1,108百万円 (42.5%)
中東	6か国	22件 (17.7%)	550百万円 (21.1%)
アフリカ	8か国	24件 (19.4%)	788百万円 (30.2%)
中南米	2か国	6件 (4.8%)	90百万円 (3.5%)
大洋州	2か国	4件 (3.2%)	42百万円 (1.6%)
欧州・NIS	1か国	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
合計	33か国	124件 (100.0%)	2,608百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表Ⅳ-22 2007年度日本NGO連携無償資金協力(*)分野別実績

分野	件数	金額
教育協力	35件 (28.2%)	742百万円 (28.5%)
医療・保健	21件 (17.0%)	447百万円 (17.1%)
民生環境	11件 (8.9%)	183百万円 (7.0%)
農林水産	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
水・衛生	17件 (13.7%)	727百万円 (27.9%)
調査	28件 (22.6%)	72百万円 (2.8%)
地雷	4件 (3.2%)	351百万円 (13.5%)
モニタリング	3件 (2.4%)	8百万円 (0.3%)
その他	3件 (2.4%)	48百万円 (1.8%)
合計	124件 (100.0%)	2,590百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表IV-23 DAC諸国のNGOによる援助実績

図表IV-23 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGO自己資金 による比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民一人当たりの NGO援助実績(ドル)		NGO援助実績に 占める政府補助金(%)	
	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年
オーストラリア	615	825	2,123	1,680	1: 3.5	1: 2.0	1	4	0.0	0.2	30.0	40.8	0.1	—
オーストリア	119	139	1,498	1,573	1: 12.6	1: 11.3	0	0	0.0	0.0	14.4	17.0	0.3	0.3
ベルギー	251	249	1,978	1,963	1: 7.9	1: 7.9	21	20	1.1	1.0	25.8	25.8	7.7	7.4
カナダ	1,100	973	3,684	3,756	1: 3.3	1: 3.9	27	31	0.7	0.8	34.4	31.0	2.4	3.1
デンマーク	73	81	2,236	2,109	1: 30.7	1: 26.1	122	56	5.4	2.6	35.7	25.1	62.5	41
フィンランド	25	16	834	902	1: 33.3	1: 55.3	9	7	1.1	0.8	6.6	4.4	27.3	30.3
フランス	—	—	10,601	10,026	—	—	42	40	0.4	0.4	0.7	0.7	—	—
ドイツ	1,348	1,523	10,435	10,082	1: 7.7	1: 6.6	—	—	—	—	16.3	18.5	—	—
ギリシャ	10	1	424	384	1: 43.9	1: 768.4	—	—	—	—	0.9	0.0	—	—
アイルランド	339	308	1,022	719	1: 3.0	1: 2.3	100	130	9.8	18.1	103.5	109.4	22.9	29.7
イタリア	123	94	3,641	5,091	1: 29.5	1: 54.3	10	53	0.3	1.0	2.3	2.5	7.2	36.0
日本	315	255	11,136	13,126	1: 35.3	1: 51.4	102	129	0.9	1.0	3.3	3.0	24.5	33.5
ルクセンブルク	8	8	291	256	1: 35.3	1: 31.5	3	33	1.1	12.9	25.0	91.6	28.5	80.3
オランダ	277	422	5,452	5,115	1: 19.7	1: 12.1	977	674	17.9	13.2	76.6	67.1	77.9	61.5
ニュージーランド	48	94	259	274	1: 5.3	1: 2.9	15	14	5.7	5.1	15.2	26.4	23.4	12.9
ノルウェー	—	—	2,954	2,786	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—
ポルトガル	4	6	396	377	1: 110.7	1: 58.2	7	6	1.8	1.5	1.0	1.2	66.9	46.9
スペイン	—	—	3,814	3,018	—	—	6	7	0.2	0.2	0.1	0.2	—	—
スウェーデン	12	29	3,955	3,362	1: 327.7	1: 116.1	152	134	3.8	4.0	18.0	18.0	92.6	82.3
スイス	402	332	1,646	1,772	1: 4.1	1: 5.3	49	47	3.0	2.7	60.1	50.9	10.9	12.5
英国	543	726	12,459	10,772	1: 23.0	1: 14.8	365	394	2.9	3.7	15.1	18.7	40.2	35.2
米国	9,037	8,629	23,532	27,935	1: 2.6	1: 3.2	—	—	—	—	30.2	29.1	—	—
DAC計(平均)	14,648	14,712	104,370	107,078	1: 7.1	1: 7.3	2,008	1,779	1.9	1.7	18.8	18.8	12.1	10.8

出典:2007年DAC議長報告

* NGO援助実績=NGO自己資金+政府補助金

第8節

国際機関に対する政府開発援助実績

図表IV-24 主要援助国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位：%)

国名	暦年	2000/2001年 平均	2001/2002年 平均	2002/2003年 平均	2003/2004年 平均	2004/2005年 平均	2005/2006年 平均
日本		26.2	26.0	28.3	31.2	26.0	27.3
米国		26.6	23.7	14.8	14.2	12.3	9.2
フランス		34.7	35.9	30.7	31.4	30.8	26.5
ドイツ		44.7	40.1	39.0	44.9	36.0	29.4
イタリア		72.7	63.4	56.6	63.9	60.6	51.1
英国		41.3	35.5	34.3	35.0	27.6	27.3
カナダ		28.0	23.7	29.4	27.9	24.1	27.9
D A C 平均		33.0	31.5	28.9	29.9	26.7	24.6

出典：DAC議長報告

* EBRDへの出資・拠出額を除く。

図表IV-25 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

区分	暦年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1. 国際機関贈与		697.0	813.3	1,598.4	1,025.2	1,047.80	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1	1,208.8
(1) 国連諸機関		627.9	727.7	1,304.3	844.1	832.1	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	566.7
(2) その他機関		69.1	85.6	294.1	181.1	215.7	286.5	281.1	307.6	219.4	642.1
2. 国際機関出資等		1,428.6	913.6	2,180.2	1,422.8	1,585.50	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8	698.5
(1) 世銀グループ		806.9	268.0	1,152.9	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7
(2) その他		621.7	645.6	1,027.3	551.8	462.0	555.8	506.3	523.6	495.2	525.9
合計		2,125.6	1,726.9	3,778.7	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9	1,907.3
政府開発援助全体に占める比率		19.8	13.9	27.7	24.3	27.9	28.7	33.7	20.8	34.3	24.8

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 EBRD向け実績を含む。

*3 政府開発援助全体に占める比率の算出に際しては東欧およびEBRD向け援助実績を除く。

図表IV-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

図表IV-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

国際機関名	2006年				2007年			
	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
1 国連食糧農業機関 (FAO)	1	米 国	22.0	85,118	1	米 国	22.0	85,118
	2	日 本	19.9	76,831	2	日 本	19.9	76,831
	3	ド イ ツ	8.8	34,183	3	ド イ ツ	8.8	34,183
	4	英 国	6.3	24,181	4	英 国	6.3	24,181
	5	フ ラ ンス	6.2	23,798	5	フ ラ ンス	6.2	23,798
2 国連世界食糧計画 (WFP)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	41.5	1,123,447	1	米 国	43.6	1,183,239
	2	E C	9.8	265,762	2	E C	9.2	250,437
	3	カ ナ ダ	5.5	149,373	3	カ ナ ダ	6.0	161,377
	4	英 国	3.7	100,372	4	日 本	4.4	118,710
	5	オ ラ ン ダ	3.0	79,985	5	オ ラ ン ダ	2.8	75,630
3 国連教育科学文化機関 (UNESCO) (*1)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
	1	米 国	22.0	67,100	1	米 国	22.0	67,100
	2	日 本	19.6	59,780	2	日 本	16.7	50,935
	3	ド イ ツ	8.7	26,535	3	ド イ ツ	8.6	26,230
	4	英 国	6.2	18,910	4	英 国	6.7	20,435
4 国連工業開発機関 (UNIDO)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)
	1	日 本	22.0	16,586	1	日 本	22.00	17,009
	2	ド イ ツ	12.6	9,503	2	ド イ ツ	11.92	9,217
	3	英 国	8.9	6,722	3	英 国	9.23	7,137
	4	フ ラ ンス	8.8	6,616	4	フ ラ ンス	8.76	6,771
5 国連児童基金 (UNICEF)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	27.0	125,730	1	米 国	23.4	125,730
	2	スウェーデン	12.5	57,948	2	スウェーデン	12.5	67,491
	3	ノルウェー	10.1	46,948	3	ノルウェー	11.1	59,872
	4	オ ラ ン ダ	7.9	36,632	4	英 国	7.9	42,340
	5	英 国	7.6	35,547	5	オ ラ ン ダ	7.1	38,000
	7	日 本	4.4	20,500	10	日 本	3.1	16,691
6 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	30.4	329,340	1	米 国	28.9	367,115
	2	E C	7.4	79,570	2	日 本	7.1	89,703
	3	日 本	7.0	75,149	3	スウェーデン	6.7	85,166
	4	スウェーデン	6.0	68,059	4	E C	6.7	84,649
7 国連人口基金 (UNFPA)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	オ ラ ン ダ	20.9	75,242	1	オ ラ ン ダ	19.3	79,970
	2	スウェーデン	15.3	55,174	2	スウェーデン	14.7	60,715
	3	ノルウェー	11.3	40,830	3	ノルウェー	14.2	58,689
	4	英 国	10.5	37,739	4	英 国	9.7	40,308
8 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	E C	25.1	143,253	1	米 国	23.9	154,150
	2	米 国	24.0	137,000	2	E C	20.7	133,526
	3	スウェーデン	7.2	41,188	3	スウェーデン	6.9	44,713
	4	カ ナ ダ	4.9	27,727	4	ノルウェー	5.6	36,345
5	英 国	4.8	27,088	5	英 国	4.8	30,648	
8	日 本	2.4	13,864	8	日 本	2.3	15,122	

図表Ⅳ-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

国際機関名	2006年				2007年			
	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
9 国連開発計画 (UNDP)	1	オランダ	12.3	113,771	1	ノルウェー	11.8	131,606
	2	スウェーデン	11.8	108,969	2	オランダ	11.2	124,885
	3	ノルウェー	11.7	107,988	3	スウェーデン	10.7	119,933
	4	米国	11.4	105,173	4	英国	9.8	109,931
	5	英国	9.9	91,007	5	米国	9.6	106,870
	6	日本	8.1	75,013	6	日本	6.7	75,013
10 世界保健機関 (WHO) (*3)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
	1	米国	22.0	101,421	1	米国	22.0	79,393
	2	日本	19.5	86,937	2	日本	19.5	70,371
	3	ドイツ	8.7	38,682	3	ドイツ	8.7	31,396
	4	英国	6.1	27,361	4	英国	6.1	22,013
5	フランス	6.0	28,287	5	フランス	6.0	21,653	

国際機関名	2007年			
	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
11 国際復興開発銀行 (IBRD)	1	米国	16.8	31,965
	2	日本	8.1	15,321
	3	ドイツ	4.6	8,734
	4	英国	4.4	8,372
	5	フランス	4.4	8,372
12 国際開発協会 (IDA)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
	1	米国	13.8	1,947
	2	英国	13.2	1,862
	3	日本	12.2	1,729
	4	ドイツ	8.2	1,163
13 国際通貨基金 (IMF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
	1	米国	17.1	37,149
	2	日本	6.1	13,313
	3	ドイツ	6.0	13,008
	4	フランス	4.9	10,739
14 アジア開発銀行 (ADB)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	日本	16.0	3,330,793
	1	米国	16.0	3,330,793
	3	中国	6.6	1,375,239
	4	インド	6.5	1,351,172
15 アジア開発基金 (ADF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	日本	35.0	1,178,100
	2	米国	13.7	461,000
	3	オーストラリア	6.5	218,453
	4	英国	6.0	201,960
16 アフリカ開発銀行 (AfDB)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	南アフリカ	10.4	905,327
	2	米国	9.2	801,234
	3	日本	8.3	722,125
	4	ドイツ	6.2	542,083
17 アフリカ開発基金 (AfDF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	フランス	9.2	494,895
	2	米国	8.2	439,477
	3	英国	7.5	403,447
	4	日本	6.7	359,437
5	ドイツ	6.6	355,563	

*1 主な分担金。基金等への拠出は除く。

*2 WHOの財務規則により、各国の分担率に対する分担額が変わることがある。

第3章 2007年度二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

1 無償資金協力案件一覧(一般プロジェクト無償資金協力)

● 2007年度:地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
(東アジア地域)			
インドネシア	東ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画(国債3/4)	2005年8月29日	3.21
	西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画(国債2/3)	2006年7月25日	3.86
	グヌンキドル県水道整備計画(第2期)	2007年7月6日	6.35
	遠隔地ラジオ放送網拡張計画		3.57
	東西ヌサトゥンガラ州地方給水計画		2.45
	鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画	2007年9月13日	17.81
カンボジア	カンダルスタン灌漑施設改修計画(国債3/3)	2005年6月10日	2.55
	主要幹線道路橋梁改修計画(国債3/3)		0.15
	モンドルキリ州小水力地方電化計画(国債2/2)	2006年6月12日	6.45
	国道1号線改修計画(国債2/3)		22.73
	第二次プノンベン市洪水防御及び排水改善計画(国債1/3)	2007年6月14日	3.75
	コンボンチャム州病院改善計画(詳細設計)	2007年12月3日	0.60
東ティモール	サメ・アイナロ上水整備計画(国債3/3)	2005年5月13日	3.22
	ディリ港改修計画(国債2/3)	2006年5月18日	3.65
	マリアナI灌漑施設復旧改善計画	2007年8月27日	7.37
	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画(UNICEF経由)	2008年3月4日	1.09
フィリピン	北部ルソン地方電化計画	2007年10月10日	7.28
ベトナム	中部高原地域地下水開発計画(国債1/3)	2007年6月12日	4.08
ミャンマー	中央乾燥地植林計画(第5期)	2007年6月28日	0.61
	ミャンマー連邦における第八次母子健康サービス改善計画(UNICEF経由)	2008年1月14日	2.04
モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画(第2期、国債2/4)	2006年5月30日	8.00
	第三次初等教育施設整備計画(第4期)	2007年6月26日	5.26
	ウランバートル市廃棄物管理改善計画		10.14
ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張計画(国債2/3)	2006年6月2日	16.96
	ヒンフープ橋建設計画(国債1/3)	2007年5月16日	2.55
	郡病院改善計画(第3期)	2007年6月14日	6.58
	ラオス人民民主共和国における予防接種拡大計画(UNICEF経由)	2008年1月21日	2.92
(南アジア地域)			
インド	インドにおけるポリオ撲滅計画(UNICEF経由)	2007年8月31日	2.12
スリランカ	マナンピティヤ新幹線道路橋梁建設計画(国債3/3)	2005年5月27日	2.54
	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画(国債1/3)	2007年5月23日	3.36
	アヌラダプラ教育病院整備計画(詳細設計)	2008年2月29日	1.04
ネパール	シンズリ道路建設計画(第2工区)(第3期、国債3/3)	2005年6月9日	10.56
	新カワソティ変電所建設計画	2007年6月8日	8.47
	カトマンズーバクタプール間道路改修計画(詳細設計)	2007年9月5日	0.48

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画(国債3/4)	2005年4月30日	13.62
	国道25号線(カラローウッド間)改修計画(国債2/4)	2006年5月24日	9.99
	建設機械技術訓練所機能向上計画(国債2/2)		7.61
	パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画(UNICEF経由)	2007年12月3日	4.43
バングラデシュ	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画(国債1/2)	2007年6月12日	1.25
	地方道路簡易橋設置計画(第3期)	2007年8月15日	6.11
ブータン	第二次橋梁架け替え計画(国債3/3)	2005年5月27日	2.95
モルディブ	マレ第二女子中学校建設計画	2007年6月3日	6.74
(中央アジアおよびコーカサス地域)			
ウズベキスタン	産婦人科研究病院医療機材整備計画	2007年8月17日	3.67
キルギス	チュイ州橋梁架け替え計画	2007年10月3日	4.76
タジキスタン	ドゥスティーニジノピヤンジ間道路整備計画(第2期)	2007年7月26日	7.37
	ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画(詳細設計)	2007年12月21日	0.49
	グルガンチュベードゥスティ間道路改修計画(詳細設計)	2007年12月21日	0.63
アゼルバイジャン	バクー市緊急医療機材整備計画	2008年3月5日	2.22
(中東地域)			
アフガニスタン	カブール国際空港ターミナル建設計画(国債3/3)	2005年5月18日	1.49
	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年6月10日	4.95
イエメン	サヌア小中学校建設計画(第1期)	2007年9月1日	8.22
エジプト	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画(国債2/3)	2006年6月20日	12.21
	ダマンフル農業機械化センター近代化計画(国債1/2)	2007年6月4日	2.33
	第四次上エジプト灌漑施設改修計画(第2期)	2007年7月8日	3.08
	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画(詳細設計)	2007年12月16日	0.76
シリア	地方都市廃棄物処理機材整備計画(第2期)	2007年6月26日	4.49
パレスチナ	パレスチナ人児童の感染症対策改善計画(UNICEF経由)	2007年8月7日	1.33
ヨルダン	ヨルダン渓谷北・中部給水網改善・拡張計画(国債3/3)	2005年6月30日	8.11
	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画(第2期)	2007年7月25日	6.68
(アフリカ地域)			
アンゴラ	アンゴラ共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年5月31日	5.69
	緊急港湾改修計画(詳細設計)	2008年1月15日	0.49
ウガンダ	中波ラジオ放送網整備計画	2007年7月5日	11.12
	第二次地方電化計画(第1期)	2007年8月23日	7.13
エチオピア	第三次幹線道路改修計画(国債3/4)	2005年5月27日	16.29
	アフアール州給水計画(国債1/2)	2007年5月23日	3.16
	エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年8月20日	1.25
	ティグライ州地方給水計画(詳細設計)	2007年12月4日	0.26
エリトリア	デブ州地方都市給水計画(国債1/3)	2007年5月28日	3.16
	地域医療向上計画	2007年9月5日	2.96
ガーナ	地方電化計画(第2期)	2007年8月21日	4.10
	ガーナ共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年8月10日	1.22
カメルーン	第四次地方給水計画(第2期)	2007年8月10日	4.78
	ラジオ放送機材整備計画		9.17
ギニア	ギニア共和国におけるマラリア対策強化計画(UNICEF経由)	2007年8月23日	1.54
	首都飲料水供給改善計画	2007年11月26日	7.45
ケニア	西部地域県病院整備計画(国債1/2)	2007年5月30日	1.68
	地方給水計画(第2期)		5.30
	HIV/エイズ対策計画	2007年9月18日	3.65
コートジボワール	コートジボワール共和国における第三次感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年12月28日	1.93

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 6 月 4 日	1.51
ザンビア	第三次感染症対策計画	2007年11月13日	3.45
	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画(第1期)	2007年11月13日	7.66
	ルアブラ州地下水開発計画(詳細設計)	2008年 2 月 5 日	0.70
シエラレオネ	フリータウン電力供給システム緊急改善計画(第1期)	2007年 8 月 1 日	5.70
	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年11月28日	2.58
	フリータウン電力供給システム緊急改善計画(第2期、詳細設計)	2008年 1 月15日	0.18
ジブチ	タジュラ湾海上輸送力増強計画(詳細設計)	2008年 1 月16日	0.15
ジンバブエ	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2008年 1 月 9 日	2.27
スーダン	スーダン共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 8 月28日	5.96
タンザニア	キルワ道路拡幅計画(第2期)	2007年 5 月29日	14.97
	ザンジバル市街地給水計画(第2期)	2007年 6 月28日	8.47
	首都圏周辺地域給水計画(第1期)	2007年 7 月 3 日	8.18
	マサシーマンガッカ間道路整備計画(第1期)		6.92
	HIV/エイズ対策計画	2007年 9 月18日	3.52
	オイスターベイ送配電施設強化計画(詳細設計)	2007年12月 4 日	0.20
ナイジェリア	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画(第2期)	2007年 8 月16日	8.99
	中波ラジオ放送網整備計画(第1期)		6.42
	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 6 月 8 日	11.01
	ヨベ州給水計画	2007年10月18日	2.65
ブルキナファソ	マラリア対策計画	2008年 2 月22日	1.80
ブルンジ	ブルンジ共和国におけるマラリア対策強化計画 (UNICEF経由)	2008年 3 月 4 日	2.80
ベナン	ラギューン母子病院整備計画(国債1/2)	2007年 5 月30日	1.96
マダガスカル	アンチラベ農業機械訓練センター拡張及び機材整備計画	2007年11月14日	5.78
	首都圏南部地区接続道路建設計画(詳細設計)		0.33
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(国債2/2)	2006年 6 月 8 日	6.91
	リロングウェ西地区地下水開発計画(第3期)	2007年 7 月18日	2.87
	ブランタイヤ市道路網整備計画(第1期)		8.54
マリ	第三次小学校建設計画(第2期)	2007年 6 月27日	9.83
	カティ市教員養成学校建設計画	2007年 8 月14日	5.93
	マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画(詳細設計)	2008年 1 月17日	0.26
	シカソ地域飲料水供給計画(詳細設計)		0.77
モーリタニア	ヌアクショット・ヌアディウ小中学校建設計画(第3期)	2007年 8 月 9 日	6.20
モザンビーク	ベイラ港浚渫能力増強計画(国債3/3)	2005年 5 月30日	5.31
	ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画(国債1/3)	2007年 5 月28日	0.12
	クアンバ教員養成学校建設計画	2007年 6 月21日	9.98
	保健人材養成機関施設及び機材拡充計画(詳細設計)	2007年11月19日	0.48
リベリア	リベリア共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2008年 3 月10日	2.00
ルワンダ	地方給水計画(第2期)	2007年 6 月20日	6.92
(中南米地域)			
エクアドル	ワキージャス市及びアレニージャス市上水道整備計画(国債2/3)	2006年 5 月10日	8.04
	新マカラ国際橋建設計画(国債1/3)	2007年 6 月22日	1.40
エルサルバドル	日本・中米友好橋建設計画(国債1/3)	2007年 6 月12日	1.91
ガイアナ	コリバートン給水計画(第2期)	2007年 6 月25日	7.25
ニカラグア	ボアコ病院建設計画(国債2/2)	2006年 5 月 4 日	10.75
	国道7号線主要橋梁架け替え計画(国債1/2)	2007年 6 月13日	3.79
ハイチ	ハイチ共和国における予防接種強化計画 (UNICEF経由)	2007年12月 3 日	1.94
パラグアイ	アスンシオン大学病院移転及び整備計画(第2期)	2007年 8 月16日	4.19

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
ペルー	新マカラ国際橋建設計画(国債1/3)	2007年12月13日	1.40
ボリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画(第2期)	2007年6月15日	3.74
ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画(国債1/3)	2007年5月23日	1.91
	サン・フェリペ病院整備計画(国債1/2)		1.52
	テグシガルバ緊急給水計画(第1期)	2007年6月20日	4.86
	テグシガルバ緊急給水計画(第2期、詳細設計)	2008年2月27日	0.30
(大洋州地域)			
ソロモン	アウキ市場及び棧橋建設計画(詳細設計)	2008年3月12日	0.33
バヌアツ	サラカタ川水力発電所改善計画(第2期)	2007年6月6日	7.07
バヌアツ	ポートビラ港埠頭改善計画(詳細設計)	2008年1月28日	0.47
パラオ	首都圏基幹道路改修計画(国債1/2)	2007年5月22日	4.26
フィジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画(詳細設計)	2008年2月1日	0.75
ミクロネシア	ボンベイ国際空港改善計画(詳細設計)	2008年1月25日	0.58
(欧州地域)			
ウクライナ	小児病院医療機材整備計画(第2期)	2008年2月12日	4.85
ボスニア・ヘルツェゴビナ	道路維持管理用機材整備計画	2007年9月4日	8.44
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画	2007年11月12日	5.30

第2節 二国間借款

1 有償資金協力案件一覧

● 2007年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)		
(東アジア地域)					
インドネシア	参加型灌漑復旧・維持管理体制改善計画	2008年3月28日	123.10		
	小規模灌漑管理計画(V)		89.67		
	ジャワ南線複線化計画(第3期)		188.19		
	インドネシア大学整備計画		146.41		
	デンパサル下水道整備計画(第2期)		60.04		
	第四次開発政策借款		2008年3月18日	220.80	
		災害復興・管理セクター・プログラム・ローン	2007年12月4日	231.82	
カンボジア	シハヌークビル港経済特別区開発計画	2008年3月27日	36.51		
	貧困削減成長オペレーション	2007年10月9日	10.00		
タイ	バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(I)	2008年3月26日	624.42		
中国	甘肅省蘭州市大気環境改善計画	2007年12月1日	74.00		
	青海省生態環境整備計画		63.00		
	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備計画(第2期)		38.02		
	河南省南陽市環境整備計画		115.00		
	湖南省都市廃棄物処理計画		105.00		
	安徽省都市廃棄物処理計画		68.00		
フィリピン	中部ルソン高速道路建設計画(追加借款)	2008年3月27日	171.06		
	ピナツボ火山災害緊急復旧計画(Ⅲ)	2007年12月3日	76.04		
	農地改革インフラ整備計画(Ⅲ)		118.02		
ベトナム	南北高速道路建設計画(ホーチミン市一ゾーンザイ間)(第1期)	2008年3月26日	166.43		
	ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)(調査・設計等のための役務)		46.83		
	ハノイ市環状三号線整備計画		280.69		
	送変電・配電ネットワーク整備計画		109.06		
	第二期ホーチミン市水環境改善計画(第2期)		131.69		
	フエ市水環境改善計画		208.83		
		第六次貧困削減支援貸付	2008年1月28日	35.00	
モンゴル	新ウランバートル国際空港建設計画	2008年3月3日	288.07		
ラオス	第三次貧困削減支援オペレーション(PRSO3)	2008年2月22日	5.00		
(南アジア地域)					
インド	ハリヤナ州送変電網整備計画	2008年3月10日	209.02		
	デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第3期)		721.00		
	コルカタ東西地下鉄建設計画		64.37		
	ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ1)		418.53		
	ウッタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画		133.45		
	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画		223.87		
	タミルナドゥ州都市インフラ整備計画		85.51		
			マハラシュトラ州送変電網整備計画	2007年8月14日	167.49
			ゴア州上下水道整備計画		228.06

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
バングラデシュ	緊急災害被害復旧計画	2008年2月25日	69.60
	ハリプール新発電所建設計画	2007年12月11日	177.67
	ダッカー-チッタゴン鉄道網整備計画		129.16
	小規模水資源開発計画		53.13
ブータン	地方電化計画	2007年4月24日	35.76
(中東地域)			
イラク	バスラ上水道整備計画	2007年7月31日	429.69
	クルド地域電力セクター復興計画		147.47
	コール・アルズペール肥料工場改修計画	2007年4月9日	181.20
	原油輸出施設復旧計画		500.54
	バスラ製油所改良計画(設計監理等)		20.79
	電力セクター復興計画		325.90
チュニジア	チュニス大都市圏洪水制御計画	2008年3月28日	68.08
	総合植林計画(II)		31.28
モロッコ	地方道路整備計画	2008年3月26日	84.39
	地方給水計画(III)		136.15
(アフリカ地域)			
ウガンダ	ブジャガリ送電網整備計画	2007年10月5日	34.84
カーボベルデ	サンティアゴ島発電・送配電能力強化計画	2008年3月18日	44.68
ケニア	モンバサ港開発計画	2007年11月20日	267.11
シエラレオネ	債務救済措置	2007年8月1日	38.69
タンザニア	第五次貧困削減支援貸付	2007年9月18日	20.00
中央アフリカ	債務救済措置	2008年3月10日	2.59
(中南米地域)			
パナマ	パナマ市及びパナマ湾浄化計画	2007年6月25日	193.71
(大洋州地域)			
サモア	電力セクター拡張計画	2007年12月10日	45.98
(欧州地域)			
ブルガリア	ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画	2008年3月28日	369.32

第4章 政府開発援助に関する主な資料

第1節

日本の政府開発援助の軌跡(1945年~2008年10月)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1945		12月 プレトン・ウッズ協定発効 12月 国際通貨基金(IMF)および国際復興開発銀行(IBRD、世界銀行)設立
1946	7月 米国、ガリオア資金による対日物資供給開始	12月 国連児童基金(UNICEF)設立 ※設立当初は「国連国際緊急児童基金」と称す
1947		3月 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)設立 6月 米国、欧州復興計画(マーシャル・プラン)構想発表
1948	8月 米国、工ロア資金による対日物資供給開始	
1949		1月 ソ連・東欧5か国、経済相互援助会議(COMECON)設置 12月 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)設立
1950	12月 日本輸出銀行設立(1952年4月、日本輸出入銀行に改称)	1月 コロンボ・プラン発足 6月 朝鮮戦争始まる 12月 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)設立
1951		9月 日本、サンフランシスコ平和条約及び日米安全保障条約署名
1952	8月 国際復興開発銀行(IBRD、世界銀行)、国際通貨基金(IMF)加盟 8月 賠償基本方針策定	
1953	1月 世界銀行からの第1回借款供与	
1954	4月 (社)アジア協会設立 10月 コロンボ・プラン加盟 11月 日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定署名	
1955	7月 日本・タイ特別円処理協定署名	4月 アジア・アフリカ会議(バンドン会議)開催 9月 日本、関税および貿易に関する一般協定(GATT)加入
1956	5月 日本・フィリピン賠償協定署名	12月 日本、国際連合に加盟
1958	1月 日本・インドネシア平和条約及び賠償・経済協力協定署名 2月 円借款開始(対インド交換公文締結) 10月 日本・ラオス経済及び技術協力協定署名	4月 第1回アフリカ独立諸国会議開催
1959	3月 日本・カンボジア経済及び技術協力協定署名 5月 日本・ベトナム(ベトナム共和国)賠償協定署名	12月 米州開発銀行(IDB)設立
1960	3月 OEEC(後のOECD)の開発援助グループ(DAG)加盟(現DAC) 12月 国際開発協会(IDA、第2世界銀行)加盟	1月 開発援助グループ(DAG)設立 9月 国際開発協会(IDA、第2世界銀行)設立
1961	3月 海外経済協力基金(OECF)設立 6月 対外経済協力審議会設置	9月 経済協力開発機構(OECD)設立 10月 開発援助委員会(DAC)設立(DAGを改編、日本は原加盟国)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1961		11月 米国、国際開発局(USAID)設置 12月 国連第16回総会「国連開発の十年」を決議 12月 国連世界食糧計画(WFP)設立
1962	1月 ガリオア・エロア債務返済に関する協定署名 1月 日本・タイの特別円問題解決のための新協定署名 6月 DAC第1回対日年次援助審査実施 6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立	
1963	3月 日本・ビルマ経済及び技術協力協定署名 7月 海外移住事業団設立	5月 アフリカ統一機構(OAU)憲章署名
1964	4月 OECD加盟 4月 機材供与事業開始	2月 プレビッシュ報告「開発のための新しい貿易政策を求めて」発表 3月 第1回国連貿易開発会議(UNCTAD)開催 11月 アフリカ開発銀行(AfDB)設立
1965	4月 日本青年海外協力隊(JOCV)発足	7月 DAC援助条件勧告
1966		1月 国連開発計画(UNDP)設立 8月 アジア開発銀行(ADB)発足(日本は原加盟国)
1967		1月 国連工業開発機関(UNIDO)発足 8月 東南アジア諸国連合(ASEAN)結成(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)
1968	7月 食糧援助開始 7月 研修員受入れ数1万人達成	2月 第2回UNCTAD開催、対GNP比1%の経済協力目標
1969	一般無償資金協力開始 4月 ADB第2回総会でアジアへの援助を5年以内に倍増表明	10月 ピアソン報告「開発におけるパートナーシップ」発表
1970		10月 国連第25回総会、対GNP比0.7%の経済協力を努力目標、ティンバーゲン報告発表「第2次国連開発の十年」を決議
1971	4月 外務省地方公共団体補助金制度開始	8月 米国、新経済政策発表(ニクソン・ショック) 12月 10か国蔵相会議、多国籍通貨調整合意(スミソニアン体制成立)
1972	4月 UNCTAD総会にて「ODAの対GNP比0.7%達成」意思表示 5月 政府借款のアンタイト化導入閣議決定 9月 日中国交正常化(日中共同声明発表) 10月 国際交流基金設立	6月 国連人間環境会議開催(於:ストックホルム) 10月 DAC、援助条件新勧告(ODAの定義を確立)
1973	6月 緊急無償資金協力・災害緊急援助開始 10月 水産無償資金協力開始	10月 OPEC閣僚会議、原油公示価格引上げを決定(第1次石油危機)
1974	8月 国際協力事業団(JICA)設立(OTCAと海外移住事業団を統合)	5月 第6回国連資源特別総会「新国際経済秩序(NIEO)」、MSAC(石油危機で深刻な影響を受けた国)援助特別計画採択 5月 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)をアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に改称
1975	3月 第三国研修開始 3月 日本・サウジアラビア経済技術協力協定署名 7月 文化無償資金協力開始 7月 対外経済協力閣僚協議会設置 7月 新規円借款業務を海外経済協力基金(OECF)に全面移管	2月 ロメ協定締結 8月 国連世界人口会議 9月 国連経済特別総会「開発と国際経済協力」 11月 第1回主要国首脳会議(ランブイエ・サミット)
1976	7月 米州開発銀行(IDB)加盟 7月 対フィリピン賠償を完済(賠償のすべてを終了)	2月 第1回ASEAN首脳会議

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1977	4月 食糧増産援助開始 8月 東南アジア諸国に対する「福田ドクトリン」発表	11月 国際農業開発基金(IFAD)設立
1978	4月 債務救済無償資金協力開始 7月 ODA第1次中期目標(ODA 3か年倍増計画)発表(ボン・サミット) 8月 日中平和友好条約署名	2月 DAC援助条件勧告 3月 国連貿易開発会議(UNCTAD)の第9回特別貿易開発理事会にて、債務返済困難な開発途上国に対する措置を決議 8月 世界銀行「世界開発報告」を初めて発表
1979	12月 大平総理大臣訪中、対中第1次円借款開始表明	2月 イラン革命と第二次石油危機 5月 ブラント委員会「南と北—共存のための戦略」発表
1980		3月 世界銀行、トルコ向け構造調整融資始める 12月 国連第35回総会、「第3次国連開発の十年に関する国際開発戦略」を決議
1981	1月 ODA第2次中期目標(ODA 5か年倍増計画)策定 1月 経済協力評価委員会設置	10月 南北サミット「協力と開発に関する国際会議」
1982	9月 外務省、「経済協力評価報告書」発表	8月 メキシコ、債務危機
1983	2月 アフリカ開発銀行(AfDB)加盟	
1984		6月 第1回中南米債務国会議開催 8月 国連国際人口会議、「人口と開発に関するメキシコシティ宣言」採択
1985	3月 外務省、「我が国の政府開発援助」発表 9月 ODA第3次中期目標策定	9月 5か国蔵相・中央銀行総裁会議、プラザ合意を発表
1986	7月 世銀の構造調整融資(SAL)に対する協調融資開始	
1987	5月 資金環流構想発表 7月 経済構造改善努力支援(ノン・プロジェクト)無償資金協力開始 9月 国際緊急援助隊創設 10月 「国際協力の日」を制定	4月 環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)(我ら共通の未来の発表)
1988	6月 ODA第4次中期目標策定 7月 総務庁、「ODAに関する行政監察結果」発表	
1989	4月 草の根(小規模)無償資金協力、NGO事業補助金制度開始 9月 総務庁、「ODAに関する行政監察(第2次)結果」発表 12月 ODA実績、DAC諸国で初の第1位	6月 北京、6.4事件(天安門事件) 11月 ベルリンの壁崩壊 11月 国際移住機関(IOM)設立
1990	4月 国際開発高等教育機構(FASID)設立 7月 世界銀行からの借款を全額返済終了	3月 万人のための教育世界会議 5月 UNDP「人間開発報告書」を初めて発表 8月 イラク、クウェート侵攻 10月 ドイツ統一 12月 国連第46回総会「第4次国連開発の十年のための国際開発戦略」採択
1991	1月 国際ボランティア貯金開始 4月 ODA指針決定	2月 湾岸危機終結 4月 欧州復興開発銀行(EBRD)発足(日本は原加盟国) 7月 第17回主要国首脳会議(G8ロンドン・サミット)(対ソ緊急支援決定) 12月 ソ連邦崩壊、独立国家共同体(CIS)発足 12月 国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)設立

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1992	6月 環境ODAを92年度から5年間で総額9,000億～1兆円規模とする旨表明(於:UNCED、地球サミット) 6月 政府開発援助(ODA)大綱閣議決定	6月 国連環境開発会議(UNCED、地球サミット)
1993	6月 ODA第5次中期目標及び資金協力計画策定 10月 第1回アフリカ開発会議(TICAD I)開催(於:東京) 10月 国際協力プラザ開設	11月 欧州連合(EU)発足 11月 第1回APEC首脳会議
1994	2月 人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ(GII)発表	9月 国際人口開発会議開催(於:カイロ) 11月 国連地雷対策支援信託基金(VTF)設立
1995	2月 インドシナ総合開発フォーラム閣僚会合開催(於:東京) 5月 緊急無償資金協力・民主化支援開始 8月 中国核実験に対し、対中無償資金協力原則停止 9月 開発途上国の女性支援(WID)イニシアティブ発表 11月 第3回APEC首脳会議・第7回閣僚会議	1月 世界貿易機関(WTO)設立 3月 社会開発サミット 9月 第4回世界女性会議 12月 ボスニア和平協定署名
1996	4月 NGO・外務省定期協議会開始 5月 第1回日中環境協力総合フォーラム開催 6月 「民主的発展のためのパートナーシップ(PDD)」発表 8月 「大メコン圏開発構想報告書」発表	3月 アジア欧州会合(ASEM)第1回首脳会合開催 5月 「新開発戦略」採択(於:DAC上級会合) 6月 第22回主要国首脳会議(G8リヨン・サミット)(HIPCイニシアティブに合意) 11月 世界食料サミット
1997	3月 対中無償資金協力再開 4月 「21世紀に向けてのODA改革懇談会」発足 9月 橋本総理大臣訪中(「21世紀に向けた日中環境協力」について日中間で基本合意) 10月 第1回日本・南太平洋フォーラム首脳会議(太平洋・島サミット)開催(於:東京) 12月 小淵外務大臣「今後5年間で100億円程度の対人地雷関連支援」表明 12月 京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援)発表 12月 財政構造改革法の成立により、2000年までのODA予算削減が決定	6月 国連環境特別総会 7月 タイ・バーツ暴落、アジア通貨・経済危機発生 12月 対人地雷禁止条約署名式(於:オタワ) 12月 気候変動枠組条約第3回締約国会議(於:京都) 12月 国連人道問題調査部(OCHA)設立
1998	1月 ODA改革懇談会「最終報告」発表 2月 「東南アジア経済安定化等のための緊急対策」発表 5月 インド・パキスタンの核実験に対する経済措置(新規無償資金協力・円借款を原則停止) 10月 第2回アフリカ開発会議(TICAD II)開催(於:東京) 10月 アジア通貨経済危機に関する新宮沢構想発表 11月 ホンジュラスのハリケーン災害に際し自衛隊を初めて国際緊急援助隊として派遣 11月 「ODAの透明性・効率性の向上に向けて」関係省庁申合せ(ODA中期政策、国別援助計画の策定の方針を決定) 12月 経済構造改革のための特別円借款の新設	
1999	3月 「人間の安全保障基金」を国連に設置 7月 自民党経協特委「21世紀に向けた戦略的な経済協力の実施を」(提言)発表 8月 「政府開発援助に関する中期政策」発表 8月 参議院行政監視委「政府開発援助に関する決議」を採択	6月 第25回主要国首脳会議(G8ケルン・サミット)(拡大HIPCイニシアティブに合意) 6月 国連人口特別総会 9月 第60回世界銀行・IMF合同開発委員会(拡大HIPCイニシアティブの具体的取組につき合意)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1999	<p>9月 「ODA民間モニター派遣」開始</p> <p>10月 国際協力銀行(JBIC)設立</p> <p>10月 JBIC「海外経済協力業務実施方針」策定・公表</p>	
2000	<p>4月 重債務貧困国の債務救済に係る日本の追加的な措置を発表</p> <p>4月 文化遺産無償資金協力、草の根文化無償資金協力開始</p> <p>4月 NGO緊急活動支援無償資金協力開始(2000年度予算より開始。2002年4月より日本NGO支援無償に統合)</p> <p>4月 ODA資金協力業者の調達に係る不正防止のための措置要領導入</p> <p>7月 第2回日本・南太平洋フォーラム首脳会議(於:宮崎)</p> <p>7月 「紛争と開発」に関する日本からの行動—アクション・フロム・ジャパン」、「国際的な情報格差問題に対する我が国の包括的協力策」、「沖縄感染症対策イニシアティブ」発表(於:九州・沖縄サミット)</p> <p>8月 ジャパン・プラットフォーム設立</p> <p>10月 対中経済協力20周年記念式典(於:中国)</p> <p>11月 日・カリコム閣僚レベル会合「21世紀における日・カリコム協力のための新たな枠組み」(於:東京)</p> <p>12月 感染症対策沖縄国際会議開催</p>	<p>4月 世界教育フォーラム(於:ダカール)</p> <p>6月 国連社会開発特別総会</p> <p>6月 国連特別総会「女性2000年会議」(於:ニューヨーク)</p> <p>7月 第26回主要国首脳会議(G8九州・沖縄サミット)の機会に開発途上国首脳が東京に招待され、G8首脳と会談</p> <p>9月 国連ミレニアム・サミット/国連ミレニアム総会</p>
2001	<p>1月 改正外務省設置法の施行</p> <p>5月 「第2次ODA改革懇談会」第一回会合</p> <p>8月 「第2次ODA改革懇談会」中間報告公表</p> <p>8月 ODAタウンミーティング開始</p> <p>10月 対中国経済協力計画策定・公表</p> <p>10月 インド・パキスタンに対する経済措置停止</p> <p>11月 第1回ODA評価東京ワークショップ開催</p> <p>12月 TICAD閣僚レベル会合開催(於:東京)</p>	<p>4月 人間の安全保障委員会設置</p> <p>4月 OECD-DAC「後発開発途上国向けのODAのアンタイド化勧告」採択(2002年1月から実施開始)</p> <p>5月 第3回国連LDC(後発開発途上国)会議</p> <p>6月 国連エイズ特別総会</p> <p>7月 第27回主要国首脳会議(G8ジェネバ・サミット)(世界エイズ・結核・マラリア対策基金設立に合意)</p> <p>7月 コロンボ・プラン創立50周年記念式典</p> <p>7月 国連小型武器会議(於:ニューヨーク)(国連小型武器行動計画の採択)</p> <p>9月 米国同時多発テロ事件</p> <p>9月 国連事務総長によるミレニアム開発目標(MDGs)発表</p> <p>10月 「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」の成立</p> <p>11月 WTO第4回閣僚会議(於:ドーハ)</p>
2002	<p>1月 アフガニスタン復興支援国際会議開催(於:東京)において日本は、向こう2年半で最大5億ドルまでの支援を表明</p> <p>3月 「第2次ODA改革懇談会」最終報告発表</p> <p>4月 JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」公表</p> <p>6月 「ODA総合戦略会議」第1回会合</p> <p>6月 「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」発表</p>	<p>1月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金設立</p> <p>3月 国連開発資金国際会議(於:モンテレイ)</p> <p>5月 国連子ども特別総会(於:ニューヨーク)</p> <p>6月 世界食糧サミット5年後会合(於:ローマ)</p> <p>6月 第28回主要国首脳会議(G8カナナスキス・サミット)(G8アフリカ行動計画を発表)</p> <p>8月 アフリカ連合(AU)の成立(OAUからの改組)</p> <p>8月 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(於:ヨハネスブルグ)</p>

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
	<p>6月 日本NGO支援無償資金協力開始</p> <p>6月 円借款において本邦技術活用条件(STEP)を導入</p> <p>6月 保健分野における日米パートナーシップ署名</p> <p>7月 「ODA改革・15の具体策について」発表</p> <p>7月 外務省改革「変える会」最終報告書発表</p> <p>7月 対外関係タスクフォース「わが国のODA戦略について」発表(座長:岡本行夫内閣官房参与)</p> <p>8月 東アジア開発イニシアティブ(IDEA)閣僚会合開催(於:東京)</p> <p>8月 「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcolSD)」公表</p> <p>9月 草の根技術協力開始</p> <p>12月 「ODA改革:三項目の実施について」発表</p> <p>12月 債務救済無償を廃止し、債権放棄の実施に変更</p>	
2003	<p>2月 「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」(DDR会議)開催</p> <p>3月 第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議(於:京都)において「日本水協イニシアティブ」発表</p> <p>4月 「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称</p> <p>5月 日本の対アフリカ協イニシアティブ発表</p> <p>5月 第3回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議(於:沖縄)(太平洋島サミット)</p> <p>6月 スリランカ復興開発に関する東京会議開催</p> <p>8月 新ODA大綱閣議決定</p> <p>9月 第3回アフリカ開発会議(TICAD Ⅲ)開催(於:東京)</p> <p>10月 国際協力事業団(JICA)、国際交流基金独立行政法人化(JICAは2003年3月に国際協力機構に名称変更)</p> <p>12月 日・ASEAN特別首脳会議開催(「東京宣言」、「日本ASEAN行動計画」の発出(於:東京))</p>	<p>2月 調和化ハイレベル・フォーラム(於:ローマ)</p> <p>5月 人間の安全保障委員会報告書発表</p> <p>8月 内陸開発途上国閣僚会議(於:アルマティ)</p> <p>9月 人間の安全保障諮問委員会設置</p> <p>10月 イラク支援国会合(於:マドリード)</p>
2004	<p>2月 第1回国際教育協力日本フォーラム(於:東京)</p> <p>4月 西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合開催(於:東京)</p> <p>4月 JICA「環境社会配慮ガイドライン」施行</p> <p>8月 「中央アジア+日本」対話・第1回外相会合(於:アスタナ)</p> <p>11月 外務省・国連大学・JICA共催国際協力50周年シンポジウム開催(於:東京)</p> <p>11月 TICADアジア・アフリカ貿易投資会議(AATIC)(於:東京)</p>	<p>3月 アフガニスタンに関する国際会議(於:ベルリン)</p> <p>7月 国連水と衛生に関する諮問委員会(於:ニューヨーク)</p> <p>11月 パリクラブにおいて、イラクの債務削減の実施について合意</p> <p>12月 カルザイ・アフガニスタン大統領就任</p> <p>12月 インドネシア・スマトラ沖大地震及びインド洋津波発生</p>
2005	<p>1月 インドネシア・スマトラ沖大地震被害に対し当面5億ドルの無償による支援を発表</p> <p>1月 「防災協イニシアティブ」発表(於:国連防災世界会議)</p> <p>2月 新たなODA中期政策の策定</p> <p>3月 「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」発表(於:第49回婦人の地位委員会)</p> <p>3月 「日米戦略的開発協調」に合意</p>	<p>1月 ASEAN主催緊急首脳会議(小泉総理大臣出席、於:ジャカルタ)</p> <p>1月 インドネシア・スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関するドナー会合(於:ジュネーブ)</p> <p>1月 国連防災世界会議(於:神戸)</p> <p>3月 パレスチナ支援国国際会議(於:ロンドン)</p> <p>3月 パリ援助効果向上ハイレベル・フォーラム(於:パリ)</p>

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き	
2005	4月 日中外相会談(於:北京)において、2008年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与の円満終了で一致	3月 パリクラブにおいてインド洋津波被災国の要請に基づき、2005年中の支払猶予措置の実施に合意	
	4月 アジア・アフリカ首脳会議(於:ジャカルタ)において今後3年間で対アフリカODAを倍増すること及び防災・災害復興対策について今後5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明	4月 アジア・アフリカ首脳会議(於:ジャカルタ)	
	4月 「食糧増産援助」を「貧困農民支援」に改称 「文化無償資金協力」および「文化遺産無償資金協力」を統廃合し「一般文化無償資金協力」に改称	4月 スーダンに関するオスロ支援会合(於:オスロ)	
	6月 保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム開催(於:東京)〔「保健と開発」に関するイニシアティブ発表〕	6月 イラク国際会議(於:ブリュッセル)	
	7月 今後5年間で日本のODA事業量につき2004年と比較して、100億ドルの積み増しを目指すことを表明(於:グレンイーグルズ・サミット)	7月 第31回主要国首脳会議(G8グレンイーグルズ・サミット)(国際社会全体で2010年に対アフリカ政府開発援助倍増)	
	8月 第2回日本・中米首脳会談(於:東京)〔「東京宣言」(行動計画)〕が採択	7月 第7回アジア太平洋地域エイズ国際会議(於:神戸)	
	11月 UNDP・日本WID基金10周年記念シンポジウム(於:東京)	7月 国連民主主義基金(UNDEF)の設立	
	12月 WTO第6回閣僚会議(於:香港)を前に「開発イニシアティブ」を発表	9月 国連首脳会合(MDGs、平和構築についての成果文書発出)	
	12月 海外経済協力に関する検討会第1回会合(2007年10月までに計10回)	12月 WTO第6回閣僚会議(於:香港)(香港閣僚宣言採択)	
		12月 国連平和構築委員会の設立	
	2006	2月 第3回国際教育協力日本フォーラム(於:東京)	1月 新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議
		2月 「海外経済協力のあり方について」自民党報告書を提出	1月 鳥及び新型インフルエンザに関する国際プレッジング会合(於:北京)
2月 「海外経済協力に関する検討会」報告書を提出		3月 アジア2015(於:ロンドン)	
2月 TICAD平和の定着会議(於:アディスアベバ)		3月 第4回世界水フォーラム・閣僚級国際会議(於:メキシコシティ)	
3月 「水と衛生に関する拡大パートナーシップイニシアティブ(WASABI)」発表(於:第4回世界水フォーラム・閣僚級国際会議)		4月 G8感染症国際会議(於:ワシントン)	
4月 海外経済協力会議を設置(同会議設置の閣議決定により、対外経済協力関係閣僚会議を廃止)		5月 感染症に関するアフリカ連合(AU)特別サミット(於:アブジャ)	
5月 第1回海外経済協力会議		5月 世界銀行開発経済年次会議(ABCDE会議)(於:東京)	
5月 行政改革推進法成立(平成20年度にJBICの海外経済協力業務をJICAに承継させることを規定)		5~6月 国連エイズ特別総会ハイレベル・レビュー会議(於:ニューヨーク)	
6月 「中央アジア+日本」対話・第1回外相会合(於:東京)		7月 第32回主要国首脳会議(サンクトペテルブルグ・サミット)	
6月 第4回日本・大洋州諸島フォーラム首脳会議(於:沖縄)(太平洋島サミット)		8月 レバノン国際支援国会合(於:ストックホルム)	
7月 アフガニスタンの「平和の定着」に関する第2回東京会議(於:東京)		9月 UNITAID発足(エイズ、マラリア、結核薬の購入メカニズムとして発足)	
7月 小泉総理大臣の中東訪問において「平和と繁栄の回廊」構想の表明		10月 第1回人間の安全保障フレンズ会合(於:ニューヨーク)(2008年5月までに計4回開催)	
8月 外務省国際協力局設置(ODAの企画、立案、実施体制、二国間・多国間援助の連携を強化)			
10月 援助効果向上に係るアジア地域フォーラム共催(於:マニラ)			

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
2006	11月 国際協力機構(JICA)法改正法の成立 12月 中国における青年海外協力隊派遣20周年記念式典(於:北京)	
2007	3月 「国際協力に関する有識者会議」第1回会合(2007年11月までに計5回) 6月 国連平和構築委員会議長国就任(任期1年) 6月 アフガニスタン安定に向けたDIAG会議(於:東京) 9月 「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の開始 10月 国連国際防災戦略(UN/ISDR)兵庫事務所開設(神戸) 11月 高村外務大臣政策演説「国際保健協力と日本外交—沖縄から洞爺湖へ—」(於:東京) 12月 鳥および新型インフルエンザに関する閣僚級会合(於:ニューデリー) 12月 対中円借款の新規供与を終了	3月 TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議(於:ケニア) 4月 世界銀行・IMF合同開発委員会(於:ワシントン) 5月 イラク・コンパクト発足に関する閣僚級会議 5月 第40回アジア開発銀行年次総会(於:京都) 6月 第33回主要国首脳会議(G8ハイリゲンダム・サミット) 9月 パレスチナ支援調整委員会閣僚級会合(於:ニューヨーク) 10月 パレスチナ支援プレッジング会合(於:パリ) 12月 パレスチナ支援プレッジング会合(於:パリ)
2008	1月 福田総理大臣ダボス会議における特別講演(G8北海道洞爺湖サミットに向けた所信表明、途上国の温暖化対策支援を含めクールアース推進構想を発表) 2月 高村外務大臣政策演説「貴重な水の有効利用のために—安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて」 3月 第4回アフリカ・インフラコンソーシアム会合(於:東京) 4月 高村外務大臣政策演説「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために」 5月 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)(於:横浜)(「横浜宣言」「横浜行動計画」発出) 5月 三大感染症国際シンポジウム(於:東京)において世界基金に対し当面5、6億ドルの拠出を行うことを表明 5月 中国四川大地震に対し、緊急無償資金協力および緊急援助物資を供与。国際緊急援助隊(援助チーム・医療チーム)を派遣 6月 国連平和構築委員会議長職任期の延長(2008年12月まで) 7月 国際結核シンポジウム(於:東京)において、外務省、厚生省、JICA、結核予防会、ストップ結核パートナーシップ5者が結核対策の国際協力に関する日本の行動計画を発表 8月 「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款の第一弾として、インドネシアに対する気候変動対策プログラム・ローン供与のためのE/N署名 10月 改正JICA法施行(新国際協力機構(JICA)発足)	4月 G8開発大臣会合(於:東京) 4月 国連貿易開発会議(UNCTAD)第12回総会(於:ガーナ) 4月 第10回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム(APF)会合(於:東京) 4月 ファスト・トラック・イニシアティブ実務者会合および関連会合(於:東京) 5月 パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級会合(於:ロンドン) 5月 第3回スーダン・コンソーシアム会合(於:オスロ) 6月 ミャンマーにおけるサイクロン被害に関するプレッジング会議(於:ミャンマー) 6月 世界の食料安全保障に関するハイレベル会合(於:ローマ) 6月 アフガニスタン支援会合(於:パリ) 7月 第34回主要国首脳会議(G8北海道洞爺湖サミット) 9月 第3回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(於:ガーナ) 9月 アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合(於:ニューヨーク) 9月 国連MDGsハイレベル会合(於:ニューヨーク) 9月 国連MDGsハイレベル会合における水と衛生に関するサイドイベント(於:ニューヨーク) 9月 AHLC閣僚級会合(於:ニューヨーク)

第2節

政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助(ODA)大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が

国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術(ICT)の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰(DDR)や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、

こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権、平等及び内政不干渉)及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関(国際協力機構、国際協力銀行)の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分かどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国

のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助(ODA)白書」において明らかにする。

平成15年8月29日

閣 議 決 定

2 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

- (1) 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱(以下、ODA大綱)は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策(以下、新ODA中期政策)を策定する。
- (2) ミレニアム開発目標(MDGs)、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとりODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。
- (3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。
- (4) ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2. 「人間の安全保障」の視点について

(1) 「人間の安全保障」の考え方

- (イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。
- (ロ) 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個

人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

- (ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2) 「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処す

るためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注)「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

- a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標(MDGs)が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。
- b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。
- c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせて実施する。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査(VCT)の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じ

それぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も促進しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融(マイクロファイナンス)支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活

用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稻など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下での平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

- a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。
- b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。
- c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

- d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支えとなる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金(OOF)との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ(PPP:Public Private Partnership)の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果た

した役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術(ICT)、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力をを行う。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

(イ) 環境問題及び災害への取組に関する考え方

- a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。
- b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

(ロ) 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減(京都メカニズム活用のための支援を含む。)、気候変動による悪影響への適応(気象災害対策を含む。))などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対す

る協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組みによる協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術(観測などに関する科学技術を含む)、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白(ギャップ)を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じて地域内の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にあ

る在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ(主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ(主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記(2)(ロ)a.の国別援助計画及び下記(2)(ロ)c.の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

(ハ) 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請(要望調査結果)を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

(二) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標(MDGs)を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

(ホ) 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体(現地に進出している民間企業を含む。)等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ヘ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(ト) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要であ

る。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成(外部人材の積極的な活用を含む)

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(ロ) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(ロ)b.の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

カンボジアにおけるHIV/エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らがHIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別イニシアティブ一覧

分野	イニシアティブ	概要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (GAD:Gender and Development Initiative) 第49回 国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative_g.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN:Basic Education for Growth Initiative) G8カナナスクス・サミット(2002年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/edu_initiative.html	(1) 開発途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援 (2) 文化の多様性への認識・相互理解の推進 (3) 国際社会との連携・協調(パートナーシップ)に基づく支援 (4) 地域社会の参画促進と現地人材・資源の活用 (5) 他の開発分野との連携 (6) 日本の教育経験の活用
保健	「保健と開発」に関するイニシアティブ (HDI:Health and Development Initiative) 保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベルフォーラム(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken/mdgs/initiative_html	保健分野のミレニアム開発目標(MDGs)達成に寄与するため、乳幼児医療の充実や、感染症対策および、保健システム強化などのため、2005～2009年の5年間で、50億ドルを目標とする、包括的な協力を行う。 (1) 保健医療体制の基盤整備に関する支援 (2) 保健医療分野の支援を保管する関連分野の支援および分野横断的取組 (3) MDGsの達成への貢献に向けた取組 (4) 日本の援助実施体制の強化
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議(2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	京都イニシアティブ(温暖化対策開発途上国支援) The Kyoto Initiative (Assistance to Developing Countries for Combating Global Warming) 気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都会議)(1997年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/isd_kankyo_gai.html	政府開発援助を中心とした環境協力の包括的な中長期構想として、「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)を発表。その行動計画に基づき、温暖化対策に関する開発途上国支援を一層強化するための支援策。 (1) 「人づくり」への協力 (2) 優遇条件による円借款の供与 (3) 日本の技術・経験の活用・移転
環境	持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development) 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)に先立って発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wssd_gai.html	(1) 環境分野の人材育成(2002年度から5年間で5,000人) (2) 環境分野の案件に対する優遇条件での円借款の供与 (3) 地球環境無償資金協力の充実と、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進 (4) 国際機関等との広範囲な連携の促進 (5) 環境分野の経済協力の事後評価の充実に向けた、評価手法の一層の改善
環境	クールアース・パートナーシップ 世界経済フォーラム2008年年次総会(通称「ダボス会議」)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/cool_earth_j.html	排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対して、5年間で100億ドル規模の気候変動分野への支援を行う。 (1) 適応策 (2) クリーンエネルギーアクセス支援 (3) 緩和策
ガバナンス	民主的発展のためのパートナーシップ (PDD:Partnership for Democratic Development) G8リヨン・サミット(1996年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pdd/index.html	(1) 各種制度作り支援 (2) 選挙支援 (3) 知的支援 (4) 市民社会の強化 (5) 女性の地位向上
貿易・投資	開発イニシアティブ (Development Initiative for Trade) WTO香港閣僚会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/kakomi/kk01000.htm	開発途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面において、次の手段を活用して、包括的な支援を行う。2006～2008年の3年間で、合計100億ドルの資金協力をを行う。 (1) 知識・技術:技術協力、農民間の情報交換、民間の知識の利用 (2) 資金:有償資金協力(インフラ用)や無償資金協力 (3) 人:専門家派遣や研修員受入 (4) 制度:特惠制度・貿易保険の導入、統合フレームワークとの連携
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html	(1) 防災への優先度の向上 (2) 人間の安全保障の視点 (3) ジェンダーの視点 (4) ソフト面での支援の重要性 (5) 日本の経験、知識および技術の活用 (6) 現地適合技術の活用・普及 (7) 様々な関係者との連携促進

4 重債務貧困国(HIPC:Heavily Indebted Poor Countries)一覧

2008年5月末現在

	地域	件数	国名
完了時点 ^(*1) 到達国 (Completion Point) (23か国)	アフリカ	19	ベナン、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、カメルーン、マラウイ、シエラレオネ、サントメプリンシペ、ガンビア
	中南米	4	ボリビア、ガイアナ、ホンジュラス、ニカラグア
決定時点 ^(*2) 到達国 (Decision Point) (10か国)	アフリカ	8	チャド、コンゴ(民)、ギニア、ギニアビサウ、ブルンジ、コンゴ、中央アフリカ、リベリア
	中南米	1	ハイチ
	中東	1	アフガニスタン
決定時点 ^(*2) 未到達国 (Decision Point) (8か国)	アフリカ	6	コモロ、コートジボワール、ソマリア、スーダン、トーゴ、エリトリア
	アジア	2	ネパール、キルギス

- *1 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、第2段階として、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。
- *2 決定時点に到達するには、第1段階として、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の用途についての指針を盛り込んだPRSPを策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求めた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

(参考) 諸外国の政府開発援助

第1節

DAC諸国の政府開発援助実績

図表IV-27 DAC諸国の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国名	順位	2007年			2006年			
		実績	シェア(%)	対前年比増減(%)	実績	シェア(%)	対前年比増減(%)	
米国	1	21,753	21.0	-7.6	1	23,532	22.5	-15.8
ドイツ	2	12,267	11.8	17.6	5	10,435	10.0	3.5
フランス	3	9,940	9.6	-6.2	4	10,601	10.2	5.7
英国	4	9,921	9.6	-20.4	2	12,459	11.9	15.7
日本	5	7,679	7.4	-31.0	3	11,136	10.7	-15.2
オランダ	6	6,215	6.0	14.0	6	5,452	5.2	6.6
スペイン	7	5,744	5.5	50.6	8	3,814	3.7	26.4
スウェーデン	8	4,334	4.2	9.6	7	3,955	3.8	17.6
イタリア	9	3,929	3.8	7.9	10	3,641	3.5	-28.5
カナダ	10	3,922	3.8	6.5	9	3,684	3.5	-1.9
ノルウェー	11	3,727	3.6	26.2	11	2,954	2.8	6.0
デンマーク	12	2,563	2.5	14.6	12	2,236	2.1	6.0
オーストラリア	13	2,471	2.4	16.4	13	2,123	2.0	26.4
ベルギー	14	1,953	1.9	-1.2	14	1,978	1.9	0.7
オーストリア	15	1,798	1.7	20.0	16	1,498	1.4	-4.8
スイス	16	1,680	1.6	2.1	15	1,646	1.6	-7.1
アイルランド	17	1,190	1.1	16.5	17	1,022	1.0	42.1
フィンランド	18	973	0.9	16.7	18	834	0.8	-7.5
ギリシャ	19	501	0.5	18.1	19	424	0.4	10.4
ポルトガル	20	403	0.4	1.6	20	396	0.4	5.1
ルクセンブルク	21	365	0.4	25.4	21	291	0.3	13.4
ニュージーランド	22	315	0.3	22.0	22	259	0.2	-5.4
DAC諸国計		103,643	100.0	-0.7		104,370	100.0	-2.5

出典:2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告

*1 国名の順位は政府開発援助総額の順。

*2 東欧および卒業国向け援助を除く。

*3 2007年実績については、日本以外は暫定値を使用。

図表IV-27 DAC諸国の政府開発援助実績 / 図表IV-28 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳

図表IV-28 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳

順位	国名	政府開発援助総額				(単位:百万ドル)				(政府開発援助総額に占める割合(%))			
		政府開発援助総額		国際機関向け政府開発援助		二国間政府開発援助		政府開発援助		二国間政府開発援助		国際機関向け政府開発援助	
		計	無償資金	技術協力	政府貸付等	計	無償資金	技術協力	政府貸付等	計	無償資金	技術協力	政府貸付等
1	米 国	23,532	12,727	9,278	-843	2,370	100.0	89.9	54.1	39.4	-3.6	10.1	
2	英 国	12,459	7,949	860	-92	3,741	100.0	70.0	63.8	6.9	-0.7	30.0	
3	日 本	11,136	5,803	1,848	-389	3,874	100.0	65.2	52.1	16.6	-3.5	34.8	
4	フ ラ ン ス	10,601	5,617	2,805	-503	2,681	100.0	74.7	53.0	26.5	-4.7	25.3	
5	ド イ ツ	10,435	4,460	3,116	-542	3,401	100.0	67.4	42.7	29.9	-5.2	32.6	
6	オ ラ ン ダ	5,452	3,951	464	-133	1,169	100.0	78.5	72.5	8.5	-2.4	21.5	
7	ス ウ ェ ー デ ン	3,955	2,707	132	14	1,103	100.0	72.1	68.4	3.3	0.3	27.9	
8	ス ベ イ ン	3,814	1,574	438	80	1,722	100.0	54.9	41.3	11.5	2.1	45.1	
9	カ ナ ダ	3,684	2,043	530	-42	1,153	100.0	68.7	55.4	14.4	-1.1	31.3	
10	イ タ リ ア	3,641	1,976	171	-146	1,640	100.0	55.0	54.3	4.7	-4.0	45.0	
11	ノ ル ウ ェ ー	2,954	1,754	366	79	756	100.0	74.4	59.4	12.4	2.7	25.6	
12	デ ン マ ー ク	2,236	1,414	110	-61	772	100.0	65.5	63.3	4.9	-2.7	34.5	
13	オ ー ス ト ラ リ ア	2,123	914	860	23	327	100.0	84.6	43.0	40.5	1.1	15.4	
14	ベ ル ギ ー	1,978	785	580	-7	620	100.0	68.6	39.7	29.3	-0.4	31.4	
15	ス イ ス	1,646	1,080	161	13	392	100.0	76.2	65.6	9.8	0.8	23.8	
16	オ ー ス ト リ ア	1,498	939	162	-9	407	100.0	72.9	62.7	10.8	-0.6	27.1	
17	ア イ ル ラ ン ド	1,022	613	20		389	100.0	61.9	60.0	1.9		38.1	
18	フ ィ ン ラ ン ド	834	360	81	13	380	100.0	54.5	43.2	9.7	1.6	45.5	
19	ギ リ シ ャ	424	100	89		235	100.0	44.6	23.7	21.0		55.4	
20	ポ ル ト ガ ル	396	81	117	14	185	100.0	53.3	20.3	29.6	3.4	46.7	
21	ル ク セ ン ブ ル グ	291	199	6		86	100.0	70.5	68.6	1.9		29.5	
22	ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	259	154	49		56	100.0	78.4	59.5	18.9		21.6	
DAC諸国計		104,370	57,198	22,242	-2,531	27,461	100.0	73.7	54.8	21.3	-2.4	26.3	
DAC諸国平均		4,744	2,600	1,011	-115	1,248							

出典:2007年DAC議長報告

- *1 順位は政府開発援助総額の順。
- *2 無償資金協力には、行政経費、開発啓発費、NGO支援および債務救済を含む。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 東欧および卒業国向け援助を除く。

図表IV-29 DAC諸国の政府開発援助対GNI比

(単位:%)

国名(*1)	順位	2007年	順位	2006年
ノルウェー	1	0.95	2	0.89
スウェーデン	2	0.93	1	1.02
ルクセンブルク	3	0.90	3	0.89
オランダ	4	0.81	4	0.81
デンマーク	4	0.81	5	0.80
アイルランド	6	0.54	6	0.54
オーストリア	7	0.49	9	0.47
ベルギー	8	0.43	8	0.50
スペイン	9	0.41	14	0.32
フィンランド	10	0.40	11	0.40
フランス	11	0.39	10	0.47
スイス	12	0.37	12	0.39
ドイツ	12	0.37	13	0.36
英国	14	0.36	7	0.51
オーストラリア	15	0.30	15	0.30
カナダ	16	0.28	16	0.29
ニュージーランド	17	0.27	17	0.27
イタリア	18	0.19	20	0.20
ポルトガル	18	0.19	19	0.21
日本	20	0.17	18	0.25
ギリシャ	21	0.16	22	0.17
米国	21	0.16	21	0.18
DAC平均		0.28		0.31

出典:2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告

*1 国名は2007年政府開発援助対GNI比の順。

*2 2007年については、日本以外は暫定値を使用。

図表IV-30 DAC諸国の国民一人当たり政府開発援助

(単位:米ドル)

国名(*)	順位	2006年	順位	2005年
ルクセンブルク	1	632.0	2	569.8
ノルウェー	2	631.2	1	600.4
スウェーデン	3	434.1	4	371.5
デンマーク	4	410.3	3	388.4
オランダ	5	333.2	5	313.0
アイルランド	6	241.0	9	179.7
スイス	7	219.5	6	237.8
英国	8	207.0	10	179.5
ベルギー	9	187.6	8	188.2
オーストリア	10	181.0	7	191.2
フランス	11	167.2	12	165.1
フィンランド	12	158.6	11	171.5
ドイツ	13	126.6	13	122.2
カナダ	14	112.6	14	116.0
オーストラリア	15	103.5	18	82.6
日本	16	87.2	15	102.9
スペイン	17	85.3	19	69.9
米国	18	78.6	16	94.2
ニュージーランド	19	62.0	20	66.9
イタリア	20	62.0	17	87.0
ポルトガル	21	38.3	21	36.5
ギリシャ	22	38.2	22	34.6
DAC諸国全体		117.7		121.9

出典:2007年DAC議長報告

* 国名の順は2006年の一人当たり政府開発援助の多い順。

図表IV-31 DAC諸国の贈与比率／図表IV-32 DAC諸国の贈与の絶対額

図表IV-31 DAC諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位:%)

国名 ^{(*)1}	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
アイルランド	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
米国	8	99.9	9	99.9
スウェーデン	9	99.7	10	99.8
オーストラリア	10	99.4	1	100.0
デンマーク	11	99.2	14	98.3
フィンランド	12	98.6	11	98.9
スイス	13	98.2	12	98.6
ベルギー	14	98.1	12	98.6
英国	15	95.7	16	95.7
ポルトガル	16	94.5	15	96.7
イタリア	17	87.9	17	91.8
スペイン	17	87.9	19	85.1
フランス	19	86.9	18	86.3
ノルウェー	20	86.3	20	83.8
ドイツ	21	82.4	21	82.6
日本	22	54.1	22	54.1
DAC諸国平均		89.4		89.0

出典:2007年DAC議長報告

*1 国名の順は2005/2006年平均における贈与比率の高い順。

*2 債務救済を除く。

図表IV-32 DAC諸国の贈与の絶対額

(贈与による支出額、2か年の平均値、単位:百万ドル)

国名	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
米国	1	26,380	1	24,434
日本	2	11,719	2	11,025
フランス	3	10,799	5	9,734
ドイツ	4	10,930	4	9,554
英国	5	11,699	3	9,315
オランダ	6	5,356	6	4,940
イタリア	7	4,411	7	3,823
カナダ	8	3,751	8	3,203
スウェーデン	9	3,647	9	3,033
スペイン	10	3,455	10	2,720
ノルウェー	11	2,799	11	2,440
デンマーク	12	2,216	12	2,081
ベルギー	13	1,984	13	1,749
スイス	14	1,690	15	1,640
オーストラリア	15	1,890	14	1,571
オーストリア	16	1,547	16	1,145
フィンランド	17	859	18	786
アイルランド	18	870	17	664
ギリシャ	19	405	19	353
ポルトガル	20	372	20	349
ルクセンブルク	21	274	21	246
ニュージーランド	22	267	22	243
合計		107,316		95,040

出典:2007年DAC議長報告

図表IV-33 DAC諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：％)

国名	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
米 国	1	100.0	1	100.0
英 国	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	15	99.9
ベルギー	16	99.5	16	99.7
ドイツ	17	97.4	19	95.8
ポルトガル	18	97.3	21	91.4
イタリア	19	97.1	18	97.3
スペイン	20	95.0	17	97.7
フランス	21	94.8	20	95.2
日本	22	88.4	22	88.1
DAC諸国平均		97.5		97.2

出典：2007年DAC議長報告

*1 国名は2005/2006年平均におけるグラント・エレメントの高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 グラント・エレメント(G.E.:Grant Element)：援助条件の穏やかさを表示するための指標。商業条件(金利10%と仮定)の借金をG.E.0%とし、条件(金利、返済期間、据置期間)が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

図表IV-34 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステイタス

(約束額ベース、単位：％)

国名	アンタイト		部分アンタイト		タイト	
	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年
英 国	100.0	100.0	0.0	—	0.0	—
アイルランド	100.0	100.0	0.0	—	0.0	—
ルクセンブルク	100.0	99.1	0.0	—	0.0	0.9
スウェーデン	100.0	98.3	0.0	—	0.0	1.7
オランダ	100.0	96.2	0.0	0.8	0.0	2.9
ノルウェー	99.8	99.6	0.0	—	0.2	0.4
スイス	96.3	97.4	0.0	—	3.7	2.6
フランス	95.6	94.7	-0.7	0.2	5.1	5.1
日本	95.6	89.6	0.0	6.0	4.4	4.4
デンマーク	95.3	86.5	0.0	—	4.7	13.5
ドイツ	93.3	93.0	0.0	—	6.7	7.0
ベルギー	90.7	95.7	0.0	—	9.3	4.3
ニュージーランド	90.2	92.3	0.0	—	9.8	7.7
オーストラリア	89.5	88.7	0.0	—	10.5	11.3
フィンランド	86.5	95.1	0.0	—	13.5	4.9
スペイン	82.8	86.6	0.0	—	17.2	13.4
イタリア	77.0	92.1	2.5	—	20.5	7.9
カナダ	62.9	59.4	0.2	0.3	36.9	40.3
ポルトガル	61.3	60.7	20.5	14.3	18.3	25.1
ギリシャ	39.1	73.6	0.0	—	60.9	26.4
オーストラリア	0.0	71.9	0.0	—	0.0	28.1
米 国	0.0	—	0.0	—	0.0	—
DAC計(平均)	94.5	91.8	0.1	1.8	5.4	6.5

出典：2007年DAC議長報告

*1 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

*2 技術協力および行政経費を除く。

図表IV-35 DAC主要国の政府開発援助の比較

図表IV-35 DAC主要国の政府開発援助の比較

支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計	
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額(億ドル)									
	2006年(名目ベース)	111.4	235.3	124.6	106.0	104.4	36.4	36.8	1,043.7	
	2007年(名目ベース)	76.8	217.5	99.2	99.4	122.7	39.3	39.2	1,036.4	
	対GNI比(%) (2006年)	0.25	0.18	0.51	0.47	0.36	0.20	0.29	0.31	
	(2007年)	0.17	0.16	0.36	0.39	0.37	0.19	0.28	0.28	
	DAC諸国全体に占めるシェア(2007年、%)	7.4	21.0	9.6	9.6	11.8	3.8	3.8	100.0	
	対前年比名目費伸び率(2006年→2007年、%)	-31.0	-7.6	-20.4	-6.2	17.6	7.9	6.4	-0.7	
	2006年のコミット額(債務救済を含む)(億ドル)	172.9	266.8	130.8	150.3	132.3	41.4	38.3	1,312.1	
	多国間援助のシェア(2005年～2006年平均、%)	27.3	9.2	27.3	26.5	29.4	51.1	27.9	24.7	
	配分(2005年～2006年平均、%)									
	対LDC	27.4	28.9	34.1	26.9	26.8	29.4	46.1	32.7	
	対LICs	25.9	9.3	44.9	34.6	28.8	28.9	21.6	24.2	
約束額ベース(単位:%)										
質的側面からの比較	政府開発援助全体のgrant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	88.4	100.0	100.0	94.8	97.4	97.1	100.0	97.5	
	二国間借款のgrant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	74.8	69.5	0.0	55.1	63.6	60.3	0.0	70.8	
	二国間政府開発援助の対LDC grant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	98.0	100.0	100.0	98.6	100.0	84.4	100.0	99.3	
	政府開発援助全体の贈与比率 (2005年～2006年平均、除:債務救済)	54.1	99.9	95.7	86.9	82.4	87.9	100.0	89.4	
	二国間政府開発援助の贈与比率 (2005年～2006年平均、除:債務救済)	41.5	99.9	93.2	81.2	71.8	59.0	100.0	86.2	
	二国間政府開発援助の タイピング・ステータス (2006年) ^(*)									
		アンタイト	95.6	0.0	100.0	95.6	93.3	77.0	62.9	(94.5)
		部分アンタイト	0.0	0.0	0.0	-0.7	0.0	2.5	0.2	(0.1)
		タイト	4.4	0.0	0.0	5.1	6.7	20.5	36.9	(5.4)

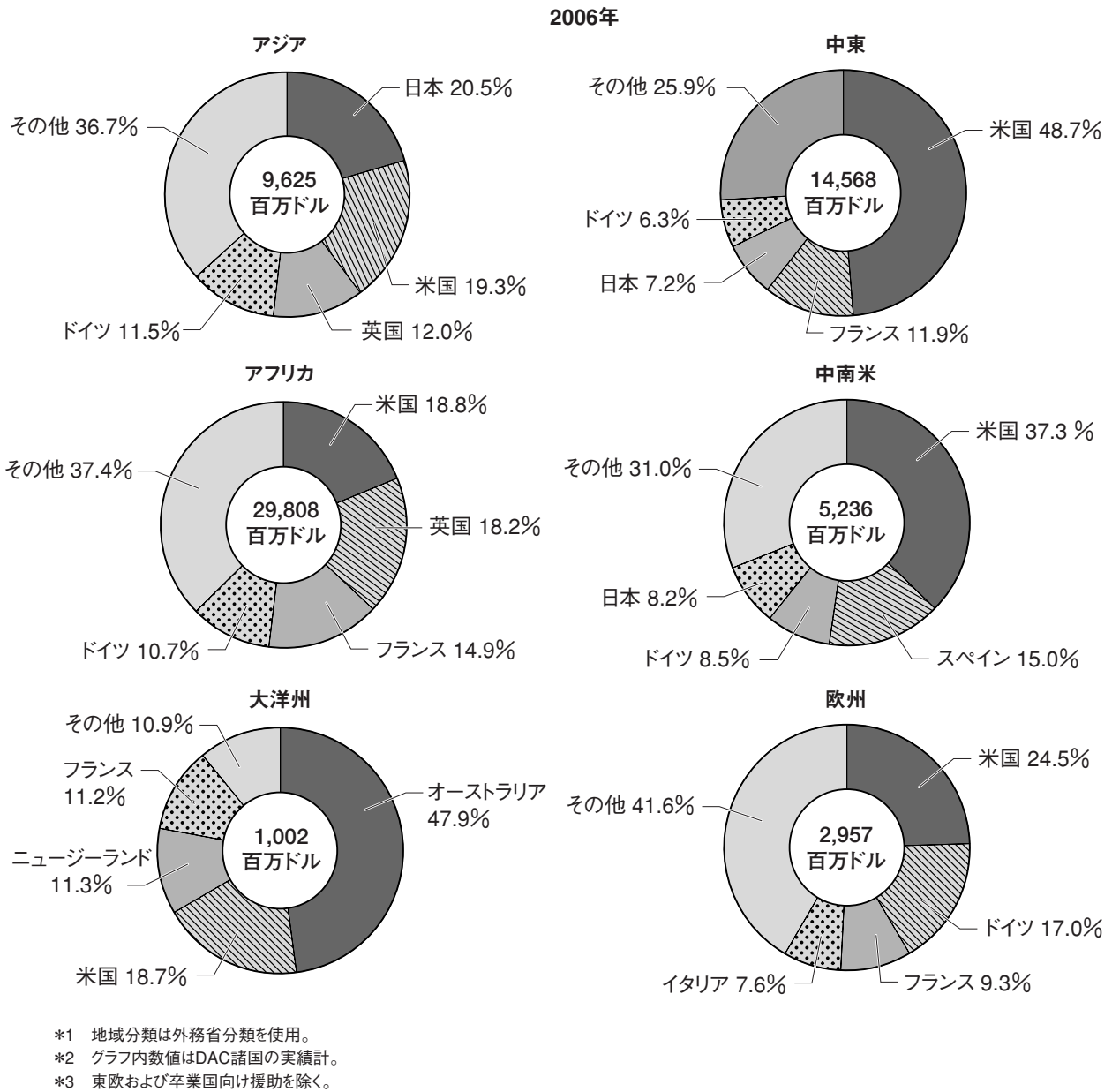
出典:2007年DAC議長報告、2008年DACプレスリリース

*1 技術協力および行政経費を除く。

*2 ()内はDAC推定値。

*3 日本以外は暫定値を使用。

図表IV-36 DAC主要国の地域別実績の割合



図表IV-37 DAC主要国の二国間政府開発援助分野別配分

2006年 (約束額ベース、単位:%)

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	オーストラリア	スウェーデン	DAC平均
社会インフラのシェア		22.0	44.1	30.5	29.5	34.5	12.1	44.6	53.2	35.2	34.9
経済インフラのシェア		25.4	13.4	2.4	6.5	14.6	10.5	2.8	3.4	5.3	11.4
農業分野のシェア (食糧援助を除く)		4.4	2.6	1.6	1.7	3.8	1.2	5.5	4.1	3.8	2.9
工業等その他生産分野のシェア ^(※1)		7.8	9.3	3.0	9.7	7.2	5.3	8.7	8.0	9.9	7.7
緊急援助 (食糧援助を含む) のシェア		2.4	11.4	9.8	0.6	3.7	3.0	11.7	10.7	11.1	6.9
プログラム援助等のシェア ^(※4)		38.0	19.2	52.7	52.0	36.2	67.9	26.7	20.6	34.7	36.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:2007年DAC議長報告

- *1 「工業等その他生産分野のシェア」には、「マルチセクター」を含む。
- *2 四捨五入の関係上、各分野の計が合計と一致しないことがある。
- *3 東欧および卒業国向け援助を除く。
- *4 プログラム援助等には、債務救済・行政経費等を含む。

図表IV-38 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

第2節 開発途上国への資金の流れ

図表IV-38 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

2006年

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国名	政府開発援助	OOF	NGO贈与	PF	総計	対GNI比
米 国	23,532	-4,017	9,037	62,345	90,897	0.69
英 国	12,459	-187	543	14,127	26,941	1.11
日 本	11,136	2,438	315	12,290	26,179	0.58
フ ラ ン ス	10,601	-1,388	0	13,116	22,329	0.99
ド イ ツ	10,435	-5,728	1,348	21,149	27,203	0.93
オ ラ ン ダ	5,452	343	277	22,544	28,616	4.23
ス ウ ェ ー デ ン	3,955	-2	12	210	4,175	1.08
ス ペ イ ン	3,814	0	0	7,333	11,146	0.92
カ ナ ダ	3,684	356	1,100	9,093	14,234	1.14
イ タ リ ア	3,641	-957	123	2,705	5,512	0.30
ノ ル ウ ェ ー	2,954	5	0	1,345	4,304	1.29
デ ン マ ー ク	2,236	-77	73	454	2,686	0.96
オ ー ス ト ラ リ ア	2,123	308	615	6,074	9,120	1.27
ベ ル ギ ー	1,978	-434	251	3,514	5,309	1.34
ス イ ス	1,646	17	402	9,241	11,306	2.69
オ ー ス ト リ ア	1,498	-448	119	2,045	3,215	1.01
ア イ ル ラ ン ド	1,022	0	339	3,877	5,237	2.77
フ ィ ン ラ ン ド	834	0	25	553	1,413	0.67
ギ リ シ ャ	424	8	10	2,454	2,896	1.18
ポ ル ト ガ ル	396	-20	4	286	666	0.36
ル ク セ ン ブ ル ク	291	0	8	0	299	0.91
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	259	7	48	24	338	0.35
DAC諸国計	104,370	-9,774	14,648	194,779	304,022	0.89

出典:2007年DAC議長報告

*1 東欧および卒業国向け援助を除く。

*2 四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。

*3 国名は、政府開発援助額の多い順。

図表IV-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

第3節

非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表IV-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
OECD加盟非DAC諸国						
チエコ		45	91	108	135	161
ハンガリー		..	21	70	100	149
アイスランド		13	18	21	27	41
韓国		279	366	423	752	455
ポーランド		14	27	118	205	297
スロバキア		7	15	28	56	55
トルコ		73	67	339	601	714
アラブ諸国						
クウェート		20	138	161	218	158
サウジアラビア		2,478	2,391	1,734	1,005	2,095
アラブ首長国連邦		156	188	181	141	249
その他援助国・地域						
台湾		421	483	513
イスラエル		131	112	84	95	90
タイ		74
その他		3	4	22	86	121
合計		3,218	3,436	3,712	3,905	5,172
うち、二国間						
OECD加盟非DAC諸国						
チエコ		31	80	63	64	78
ハンガリー		..	14	35	40	84
アイスランド		5	14	16	20	28
韓国		207	245	331	463	376
ポーランド		9	19	25	48	119
スロバキア		4	9	11	31	25
トルコ		27	26	292	532	643
アラブ諸国						
クウェート		20	114	99	218	157
サウジアラビア		2,146	2,340	1,691	883	2,050
アラブ首長国連邦		156	188	181	141	249
その他援助国・地域						
台湾		410	465	494
イスラエル		125	104	75	80	75
タイ		65
その他		0	1	2	23	43
合計		2,728	3,154	3,232	3,008	4,484

出典:2007年DAC議長報告

図表IV-40 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

第4節

DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

図表IV-40 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

後発開発途上国(LDC) (50か国)		低所得国 一人当たりGNI 825ドル以下	低中所得国 一人当たりGNI 826~3,255ドル以下	高中所得国 一人当たりGNI 3,256~1万651ドル以下	(2007年実績に適用)
アフガニスタン	トルバ	インドネシア	アゼルバイジャン	アルゼンチン	ボツワナ
アンゴラ	ゴバ	ナイジェリア	アルバニア	マレーシア	マレーシア
ウガンダ	ネバ	ルワンダ	ブルキナファソ	アンティグア・バーブーダ	アンティグア・バーブーダ
エチオピア	ハバ	コンゴ民主共和国	イタリヤ	ウルグアイ	南アフリカ共和国
カメルーン	ババ	ブルキナファソ	インドネシア	オマーン	メキシコ
ガボン	リバ	ブルキナファソ	ウクライナ	ガブーン	モリシャス
ギニア	ンボ	ブルキナファソ	パレスチナ自治地域	グレン	モリシャス
ギニアビサウ	アア	ブルキナファソ	フィリピン	グレン	モリシャス
キリバス	ウス	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
コンゴ民主共和国	マダ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
サントメ・プリンシペ	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
ザンビア	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
シエラレオネ	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
スーダ	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
赤道ギニア	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
ソマリア	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
タンザニア	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
チャド	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス
中央アフリカ	マラ	ブルキナファソ	ブルキナファソ	グレン	モリシャス

出典: DAC資料
 *1 GNI/値は2004年の数値。
 *2 サウジアラビアは2004年にGNIが高所得国の基準を超えたため、2005年および2006年もGNIが高所得国の基準を超えていれば、2008年のDACリスト改訂の際に卒業する予定。